

昭和二十六年政令第四号

港湾法施行令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項及び第七項並びに第七条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

第一章 重要港湾等

（国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び避難港）

第一条 港湾法（以下「法」という。）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾並びに同条第九項に規定する避難港は、別表第一のとおりとする。

（開発保全航路）

第二条の二 法第二条第八項に規定する開発保全航路の区域は、別表第二のとおりとする。

（漁業の用に供する港湾）

第三条 法第三条ただし書に規定する港湾は、別表第三のとおりとする。

（港湾計画）

第四条 法第三条の三第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
二 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
三 港湾の能力に应ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
四 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
五 港湾の効率的な運営に関する事項
六 その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項
（国内産業の開発上特に重要な港湾）
第五条 法附則第二項に規定する港湾は、別表第四のとおりとする。

第二章 特定用途港湾施設等（貸付けを受ける者の基準）

第二条 法第五十五条の七第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該特定用途港湾施設の建設又は改良に關し、次の要件に適合する工事実施計画を有する者であること。
イ 法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画において定められた特定用途港湾施設の建設又は改良の計画に適合すること。
ロ 当該特定用途港湾施設の位置、規模及び構造が当該施設の用途に対し適切であること。

ハ 当該特定用途港湾施設の供用を開始する時期が当該港湾における需要に対し適切なものであること。
二 当該特定用途港湾施設の公正、かつ、効率的な利用に資する管理運営計画を有する者であること。
三 第一号の工事実施計画及び前号の管理運営計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。
四 当該特定用途港湾施設の建設又は改良及び管理を適確に行う能力を有する者であること。

（港湾管理者に対する貸付金の金額）

第三条 法第五十五条の七第一項の政令で定める金額は、当該特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金として港湾管理者がする同項の貸付け及び当該貸付けを受ける者に対する出資の合計額の二分の一以内の金額とする。

（特定用途港湾施設）

第四条 法第五十五条の七第二項第一号の政令で定める用途は、次のとおりとする。

- 一 輸出入に係るコンテナ貨物の積込み及び取卸しのために係る船舶の係留
二 自動車の積込み及び取卸し並びに旅客の乗船及び下船のために自動車航送船の係留
三 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の係留であつて、それを使用する者の乗船及び下船並びにその保管のためにするもの
四 港湾区域内において行う廃棄物の積込み及び取卸しその他の廃棄物の理立処分に係る作業のためにする船舶の係留
法第五十五条の七第二項第一号の政令で定める港湾施設は、次の施設とする。
一 当該岸壁又は棧橋の前面の泊地
二 当該岸壁若しくは棧橋に係留される船舶に係る輸出入に係るコンテナ貨物の荷さばきを行うため又は当該岸壁若しくは棧橋に係留される自動車航送船に係る積込み若しくは取卸しをする自動車を待機させ若しくは整理するための固定的な施設
三 当該岸壁又は棧橋に係留される自動車航送船に係る固定的な旅客施設
四 当該岸壁又は棧橋に係留される前項第三号に規定する船舶に係る船揚場、船舶修理施設、船舶保管施設及び港湾厚生施設

五 当該岸壁又は棧橋に係留される前項第四号に規定する船舶に係る廃棄物理立護岸及び廃棄物受入施設
六 当該岸壁又は棧橋及びこれに附帯する第二号から第四号までの施設の機能を確保するための護岸及び臨港交通施設
七 当該岸壁又は棧橋に係留される自動車航送船又は前項第三号に規定する船舶の係留を補助するための係船浮標、係船くいと浮棧橋並びに当該岸壁又は棧橋への係留を待機する自動車航送船を係留するための係船浮標及び係船くい
八 当該岸壁又は棧橋及び前各号の施設の敷地

（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）を伴うものとする。

法第五十五条の七第二項第二号の政令で定める港湾施設は、次の施設とする。

- 一 当該荷さばき施設又は保管施設の機能を確保するための道路、駐車場及び橋梁
二 当該荷さばき施設又は保管施設の周辺の環境を整備するための緑地及び広場
第四条の三 法第五十五条の七第二項第三号の政令で定める用途は、本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路に就航する船舶に係る旅客の利用とする。
2 法第五十五条の七第二項第三号の政令で定める港湾施設は、次の施設とする。
一 当該旅客施設の機能を確保するための道路、駐車場及び橋梁
二 当該旅客施設の周辺の環境を整備するための緑地及び広場

（国の貸付けの条件の基準）

第五条 法第五十五条の七第一項の国の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

- 一 貸付金の償還は、均等半年賦償還とする。
二 国は、貸付金に係る港湾管理者の貸付金に關し、次条第二号及び第三号の基準により港湾管理者が償還期限を繰り上げることができるときは、その繰り上げを受ける者が繰上償還を要する場合には、貸付金の全部又は一部に於いて償還期限を繰り上げることができるとする。

三 港湾管理者は、貸付金に係る港湾管理者の貸付金に関する経理を明確に整理しなければならないものとする。
四 港湾管理者は、国土交通省令で定める事項につき次条第七号の承認をしようとする場合にはあらかじめ国土交通大臣の承認を受けなければならない。同条第八号の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならないものとする。

（港湾管理者が法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付けを受ける者に對しその貸付金の全部又は一部の償還期限を延長する場合において、国土交通大臣がその延長について災害その他特別の事情により償還が著しく困難であるためやむを得ないものとするときは、国及び港湾管理者は、当該貸付金に係る国の貸付金の全部又は一部について、担保の提供をせず、かつ、利息を附さないで、償還期限を延長するよう貸付けの条件を変更することができるものとする。）

（港湾管理者の貸付けの条件の基準）

第六条 法第五十五条の七第一項の国の貸付金に係る港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。
一 貸付金の償還は、均等半年賦償還とする。
二 港湾管理者は、貸付けを受ける者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用した場合は、他の貸付けの条件に違反した場合には、貸付金（償還期限が到来していないものに限る。）の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができるものとする。
三 港湾管理者は、貸付けに係る特定用途港湾施設の運営に係る損益の計算において利益が生じた場合にその額が国土交通省令で定めるところにより算定した当該施設の価額に国土交通省令で定める割合を乗じて得た金額を超えるときは、その超える額の二分の一の範囲内の金額について償還期限を繰り上げることができるものとする。

四 港灣管理者は、貸付けを受ける者が貸付金の償還を怠つたときは、償還期限の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該償還すべき金額につき年十・七五パーセントの割合により計算した金額の延滞金を徴収することができるものとする。

五 貸付けを受ける者は、港灣管理者の指示により、貸付金についての強制執行の受諾の記載のある公正証書を作成するために必要な手続をとらなければならないものとする。

六 貸付けを受ける者は、所定の工実施計画、管理運営計画及び資金計画に従い、適切に特定用途港灣施設の建設又は改良及び管理を行わなければならないものとする。

七 貸付けを受ける者は、次に掲げる事項につき、あらかじめ、港灣管理者の承認を受けなければならないものとする。

イ 貸付けに係る特定用途港灣施設に係る工実施計画、管理運営計画又は資金計画を変更すること。

ロ 貸付けに係る特定用途港灣施設の供用を休止し、又は廃止すること。

ハ 貸付けに係る特定用途港灣施設を譲渡し、交換し、又は担保に供すること。

八 貸付けを受ける者は、港灣管理者が所定の工実施計画、管理運営計画又は資金計画について第二条各号に定める要件に適合しないものとなつたと認めてその変更を指示したときは、その指示に従いこれらの計画を変更しなければならないものとする。

九 貸付けを受ける者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営する事業の会計を処理するとともに、貸付けに係る特定用途港灣施設の運営に係る損益の計算をしなければならないものとする。

十 貸付けを受ける者は、貸付けに係る特定用途港灣施設の供用を貸付けの方法によりする場合においては、港灣管理者が当該施設の貸付けを受ける者に対し異常な滞船の解消その他緊急、かつ、公益上の必要によりその者以外の者の利用に供すべきことを指示したときにその利用を受忍しなければならない旨を当該施設の貸付けの条件に定めなければならないものとする。

十一 貸付けを受ける者は、国又は港灣管理者が、貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため必要があると認

めて、貸付けを受ける者の業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員に、貸付けを受ける者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を調査させ、若しくは関係者に質問させる場合において、報告をし、立入調査を受忍し、又は質問に応じなければならないものとする。

（加算金）
第七條 港灣管理者は、法第五十五条の七第三項の加算金を徴収する場合においては、加算金を課すべき貸付金の範囲を指定し、当該指定した貸付金を貸し付けた日の翌日からその償還の日までの日数に応じ、当該指定した貸付金の金額に年十・七五パーセントの割合で計算した金額の加算金を徴収するものとする。

二 前項の指定した貸付金（償還期限が到来していないものに限る。）については、港灣管理者は、その償還期限を繰り上げるものとする。

第八條 法第五十五条の七第四項の規定により港灣管理者が国に納付すべき金額は、その徴収した加算金の金額に、前条第一項の指定した貸付金の貸付けをした日の属する会計年度における、当該貸付けを受ける者に係る法第五十五条の七第一項の国の貸付金の金額の同項の当該港灣管理者の貸付金の金額に対する割合を乗じて得た金額とする。

二 港灣管理者は、前項の金額をその徴収した日の属する月の翌月の末日までに国に納付するものとする。

（特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金の貸付けを受ける者の基準）
第九條 法第五十五条の八第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該特別特定技術基準対象施設の改良に関する者であること。

イ 法第三条の三第九項の規定により公示された港灣計画において定められた特別特定技術基準対象施設の改良の計画に適合すること。

ロ 当該特別特定技術基準対象施設が、非常災害が発生した場合においても、大量の土砂その他の物件を法第五十五条の八第二項に規定する水域施設に流入させることがないよう必要な強度を有するものであること。

二 当該特別特定技術基準対象施設の改良後の強度の低下防止又は軽減に資する管理運営計画を有する者であること。

三 第一号の工実施計画及び前号の管理運営計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。

四 当該特別特定技術基準対象施設の改良及び管理を適確に行う能力を有する者であること。

（特別特定技術基準対象施設の改良に係る港灣管理者に対する貸付金の金額）
第九條の二 法第五十五条の八第一項の政令で定める金額は、当該特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金として港灣管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。

（貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用）
第九條の三 第五条及び第六条の規定は、法第五十五条の八第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る国際戦略港灣、国際拠点港灣又は重要港灣の港灣管理者の貸付けについて準用する。この場合において、第五条第一項第五号並びに第六条第三号、第六号、第七号イからハまで、第九号及び第十号中「特定用途港灣施設」とあるのは「特別特定技術基準対象施設」と、同項第五号及び同条第六号中「建設又は改良」とあるのは「改良」と、同条第八号中「第二号各号」とあるのは「第九号各号」と読み替えるものとする。

二 第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の八第三項において準用する法第五十五条の七第三項の加算金について準用する。この場合において、第八条第一項中「第五十五条の七第四項」とあるのは「第五十五条の八第三項において準用する法第五十五条の七第四項」と、「第五十五条の七第四項」とあるのは「第五十五条の八第三項において準用する法第五十五条の七第四項」と、「第五十五条の七第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項」と読み替えるものとする。

（国際戦略港灣又は国際拠点港灣の港灣管理者に対する貸付金の金額）
第十條 法第五十五条の九第一項の政令で定める金額は、当該埠頭群を構成する港灣施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金として国際戦略港灣又は国際拠点港灣の港灣管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。

（貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用）
第十一條 第五条及び第六条（第六号、第七号イ及び第八号を除く。）の規定は、法第五十五条の九第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る国際戦略港灣又は国際拠点港灣の港灣管

理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定（第六条第十一号を除く。）中「港灣管理者」とあるのは「国際戦略港灣又は国際拠点港灣の港灣管理者」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港灣運営会社」と、第五条第一項第四号中「ならず、同条第八号の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならない」とあるのは「ならない」と、同項第五号並びに第六条第三号、第七号ロ及びハ、第九号並びに第十号中「特定用途港灣施設」とあるのは「埠頭群を構成する港灣施設」と、同条第十一号中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港灣運営会社」と、「港灣管理者」とあるのは「国際戦略港灣若しくは国際拠点港灣の港灣管理者」と読み替えるものとする。

二 第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の九第二項において準用する法第五十五条の七第三項の加算金について準用する。この場合において、これらの規定中「港灣管理者」とあるのは「国際戦略港灣又は国際拠点港灣の港灣管理者」と、第八条第一項中「第五十五条の七第四項」とあるのは「第五十五条の九第二項において準用する法第五十五条の七第四項」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港灣運営会社」と、「第五十五条の七第一項」とあるのは「第五十五条の九第一項」と読み替えるものとする。

第三章 雑則
第十二條 法第十條第二項の政令で定める債務は、借入金に係る債務であつて、その借入期間が一年をこえるものとする。

（港灣区域内の工事等の許可）
第十三條 法第三十七條第一項第一号の政令で定める区域は、水域の上空百メートルまでの区域及び水底下六十メートルまでの区域とする。

第十四條 法第三十七條第一項第四号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
一 港灣管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から二十メートル以内の地域においてする構築物（載荷重が港灣管理者が指定する重量を超えるものに限る。）の建設（改築により載荷重がその指定する重量を超えることとなる場合を含む。）

理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定（第六条第十一号を除く。）中「港灣管理者」とあるのは「国際戦略港灣又は国際拠点港灣の港灣管理者」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港灣運営会社」と、第五条第一項第四号中「ならず、同条第八号の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならない」とあるのは「ならない」と、同項第五号並びに第六条第三号、第七号ロ及びハ、第九号並びに第十号中「特定用途港灣施設」とあるのは「埠頭群を構成する港灣施設」と、同条第十一号中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港灣運営会社」と、「港灣管理者」とあるのは「国際戦略港灣若しくは国際拠点港灣の港灣管理者」と読み替えるものとする。

（港灣区域内の工事等の許可）
第十三條 法第三十七條第一項第一号の政令で定める区域は、水域の上空百メートルまでの区域及び水底下六十メートルまでの区域とする。

第十四條 法第三十七條第一項第四号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
一 港灣管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から二十メートル以内の地域においてする構築物（載荷重が港灣管理者が指定する重量を超えるものに限る。）の建設（改築により載荷重がその指定する重量を超えることとなる場合を含む。）

理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定（第六条第十一号を除く。）中「港灣管理者」とあるのは「国際戦略港灣又は国際拠点港灣の港灣管理者」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港灣運営会社」と、第五条第一項第四号中「ならず、同条第八号の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならない」とあるのは「ならない」と、同項第五号並びに第六条第三号、第七号ロ及びハ、第九号並びに第十号中「特定用途港灣施設」とあるのは「埠頭群を構成する港灣施設」と、同条第十一号中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港灣運営会社」と、「港灣管理者」とあるのは「国際戦略港灣若しくは国際拠点港灣の港灣管理者」と読み替えるものとする。

（港灣区域内の工事等の許可）
第十三條 法第三十七條第一項第一号の政令で定める区域は、水域の上空百メートルまでの区域及び水底下六十メートルまでの区域とする。

第十四條 法第三十七條第一項第四号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
一 港灣管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から二十メートル以内の地域においてする構築物（載荷重が港灣管理者が指定する重量を超えるものに限る。）の建設（改築により載荷重がその指定する重量を超えることとなる場合を含む。）

又は改築（載荷重を増加させることとなる場合に限る。）

二 港湾管理者が指定する廃物の投棄

三 動力を用いて地下水を採取するための施設であつて、揚水機の吐出口の断面積の合計が六平方センチメートルを超え、かつ、そのストレーナーの位置が港湾管理者が指定する位置より浅い位置にあるもの（工業用水法（昭和三十一年法律第四十六号）第二条に規定する工業の用に供する地下水を採取するための井戸であつて同法第三条一項に規定する指定地域内のも及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）第二条に規定する建築物用地下水を採取するための揚水設備であつて同法第四条第一項に規定する指定地域内ものを除く。以下「揚水施設」という。）の建設（揚水機の吐出口の断面積の合計を大きくし、又はストレーナーの位置を浅くすることにより揚水施設となる場合を含む。）又は改良（揚水機の吐出口の断面積の合計を大きくし、又はストレーナーの位置を浅くすることとなる場合に限る。）

第十五条 法第三十七条第二項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設又は航行補助施設の建設、改良、維持又は復旧の工事のため水域の占用が必要となる場合
- 二 沈没船等の引揚のため水域の占用が必要となる場合
- 三 港湾管理者が指定する行為のため水域の占用が必要となる場合

（臨港地区内における行為の届出等）

第十五条の二 法第三十八条の二第一項第二号の政令で定める廃棄物処理施設は、工場又は事業場の敷地内の廃棄物処理施設（専ら当該工場又は事業場において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。）以外の廃棄物処理施設であつて、港湾管理者が指定する数量以上の数量の廃棄物を処理することができるものとする。

第十五条の三 法第三十八条の二第一項第三号の政令で定める面積は、床面積の合計にあつては二千五百平方メートル、敷地面積にあつては五千平方メートルとする。

第十五条の四 法第三十八条の二第一項第四号の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 爆発物その他の国土交通省令で定める危険物のうち港湾管理者が指定する危険物を取り扱うための施設
- 二 揚水施設（揚水機の吐出口の断面積の合計を大きくし、又はストレーナーの位置を浅くすることにより揚水施設となるものを含む。）（港湾環境整備負担金の負担の基準）

第十五条の五 法第四十三条の五第一項の政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 法第四十三条の五第一項の規定による負担金（以下この項において「港湾環境整備負担金」という。）を負担させる事業者は、次に掲げる者とする。ただし、国土交通大臣等（当該港湾工事を実施する国土交通大臣又は港湾管理者をいう。以下この条において同じ。）が公益上その他の事由により港湾環境整備負担金を負担させることが不適当であると認める国、地方公共団体その他の者を除くものとする。

イ 当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場であつて、当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地（水面を含む。以下同じ。）の面積の合計が一万平方米メートル（国土交通大臣等が、当該港湾に係る工場又は事業場の種類、規模等を考慮して五千平方メートル以上一万平方米メートル未満の範囲内でこれと異なる面積を定めたときは、当該面積。ロにおいて同じ。）以上であるものに係る事業者

ロ 当該港湾工事が港湾施設を建設し、又は改良する工事である場合に於ては、イに掲げる事業者のほか、当該港湾工事の完了した日以後十年間に負担区域内において、その敷地の面積の合計が一万平方米メートル以上となつた工場又は事業場に係る事業者

二 港湾環境整備負担金の額は、イに掲げる額にロ（一）若しくは（二）又はハに掲げる割合を乗じて得た額に相当する金額（国土交通大臣等が公益上その他の事由により必要があると認めるときは、その金額を軽減した金額を定めたときは、当該金額）とする。

イ 当該港湾工事に要する費用の額に二分の一の割合（国土交通大臣等が当該港湾工事の種類、規模等を考慮して二分の一未満でこれと異なる割合を定めたときは、当該割合）を乗じて得た額

ロ 当該港湾工事が港湾施設を建設し、又は改良する工事である場合に於ては、次に掲げる割合

- （一） 当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に負担区域内における工場又は事業場の設置予定区域の面積として国土交通大臣等が定める面積を加算した面積（二）において「工場等敷地面積」という。）に対する前号に規定する事業者の工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積（既に当該港湾工事に係る港湾環境整備負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合
- （二） 当該港湾工事の完了した日以後十年間に前号に規定する事業者が工場又は事業場の敷地の面積を増加した場合にあつては、工場等敷地面積に対する増加後の当該工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積（既に当該港湾工事に係る港湾環境整備負担金の負担の対象となつた敷地の面積を除く。）の合計の割合

ハ 当該港湾工事がロに掲げる工事以外の工事である場合に於ては、当該港湾工事の完了した日に現に負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計に対する前号に規定する事業者の工場又は事業場の負担区域内にある敷地の面積の割合

二 当該港湾工事が港灣公害防止施設（公害防止用緩衝地帯に限る。）及び港湾環境整備施設並びにこれらの敷地に係る工事である場合

当該港湾における土地の利用状況、自然条件等を考慮して、一体的にその環境を整備し、又は保全する必要がある区域として、あらかじめ、国土交通大臣等が臨港地区（予定埋立区域を含む。）を区分して定めた区域のうち、当該港湾工事が実施された場所を含む区域及び当該区域以外の区域であつて国土交通大臣等が指定するもの

二 当該港湾工事が前号に掲げる工事以外の工事である場合

港湾区域及び臨港地区（港湾区域及び臨港地区の一部の環境を整備し、又は保全するものである場合に於ては、国土交通大臣等が指定する一部の水域及び地域）

（国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例）

第十五条の六 法第四十三条の二十九第一項（海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進

に関する法律（平成三十年法律第四十号）第一条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国派遣職員は、国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一十号）第四条第三項の規定の適用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等とみなす。

（入港料を徴収されない船舶）

第十六条 法第四十四条の二第一項但書の政令で定める船舶は、左の各号に掲げるものとする。

- 一 航海訓練に従事する船舶
- 二 漁業練習又は漁業調査に従事する船舶
- 三 航路標識の管理に従事する船舶
- 四 水路の測量に従事する船舶
- 五 学術研究に従事する船舶
- 六 海外からの日本国民の集团的引揚輸送に従事する船舶

（管理委託の手續）

第十七条 国土交通大臣は、法第五十四条第一項（法第五十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により港湾施設の管理（港湾施設を維持し、及び一般公衆の利用その他公共の用に供すること）をいい、港湾施設を維持するために必要な港湾工事を含む。）を、以下第十七条の九までにおいて同じ。）を港湾管理者に委託するときは、契約書において次の事項を定めておかなければならない。

一 管理を委託する港湾施設の種類、名称、所在地、構造、規模及び価額

二 管理の委託を開始する年月日

三 管理の委託の期間

四 管理の方法

五 管理の委託の条件

六 その他必要な事項

（管理責任の移転の時期）

第十七条の二 港湾施設の管理の委託を受けた港湾管理者（以下「管理受託者」という。）は、前条の規定により定められた同条第二号の管理の委託を開始する年月日以後、当該港湾施設の管理の責に任ずる。

（管理受託者の義務）

第十七条の三 管理受託者は、受託に係る港湾施設をその用途又は目的に応じ、善良な管理者の注意をもつて管理し、受託に係る港湾施設について、水害、火災、盗難、損壊その他当該港湾施設

設の管理上支障のある事故が発生したときは、直ちに必要なる応急の措置を講じなければならない。

(他の用途への使用等)

第十七条の四 管理受託者は、受託に係る港湾施設をその本来の用途又は目的を妨げない限度において他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は他人に使用させ、若しくは収益させようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が契約書において定める軽微な場合については、この限りでない。

2 管理受託者は、前項本文の承認を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
一 使用又は収益の対象となる港湾施設の範囲
二 他人に使用させ、又は収益させる場合には、その者の氏名又は名称及び住所
三 使用又は収益の用途又は方法及び方法
四 使用又は収益の期間
五 使用又は収益による管理受託者の予定収入
六 他人に使用させ、又は収益させる場合には、使用又は収益の条件
(滅失又は損傷の場合の報告)

第十七条の五 管理受託者は、天災その他の事故により受託に係る港湾施設が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なく、次の事項を書面で国土交通大臣に報告しなければならない。
一 当該港湾施設の名称及び所在地
二 被害の程度
三 滅失又は損傷の原因
四 損害見積額及び復旧可能のものについては復旧費見込額
五 応急の措置を講じた場合には、当該措置の内容

(原状等の変更)
第十七条の六 管理受託者は、受託に係る港湾施設の原状又は用途を変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣の承認を受けなければならない。ただし、天災その他の事故のため応急の措置を講ずるときは、この限りでない。

(管理台帳)
第十七条の七 管理受託者は、受託に係る港湾施設について次の事項を記載した管理台帳をその事務所に備えて置かなければならない。
一 第十七条第一号及び第二号に掲げる事項
二 他の用途への使用等及び原状等の変更の有無又はその概要

2 管理受託者は、管理台帳の記載事項に変更があつたときは、その都度、変更に係る事項を当該管理台帳に記載しなければならない。
(管理状況の報告)
第十七条の八 管理受託者は、受託に係る港湾施設について、毎年度の管理の状況を翌年度の四月三十日までに国土交通大臣に報告しなければならない。

(報告の徴収等)
第十七条の九 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、委託に係る港湾施設の管理の状況に關し、管理受託者から報告を求め、その職員に実地の監査を行わせ、及び管理受託者に必要な指示をすることができる。
(緊急確保航路)
第十七条の十 法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路の区域は、別表第五のとおりとする。

(港湾区域の定めのない港湾の利用又は保全に支障を与えるおそれのある行為)
第十八条 法第五十六条第一項の政令で定める行為は、都道府県知事が指定する廃物の投棄とする。
(港湾の施設)
第十九条 法第五十六条の二の二第一項の政令で定める港湾の施設は、次に掲げる港湾の施設(その規模、構造等を考慮して国土交通省令で定める港湾の施設を除く。)とする。ただし、第四号から第七号まで及び第十号から第十二号までに掲げる施設にあつては、港湾施設であるものに限り。
一 水域施設
二 外郭施設(海岸管理者が設置する海岸法(昭和三十一年法律第一号)第二条第一項に規定する海岸保全施設及び河川管理者が設置する河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第三条第二項に規定する河川管理施設を除く。)

三 係留施設
四 臨港交通施設
五 荷さばき施設
六 保管施設
七 船舶役務用施設
八 移動式施設(移動式荷役機械にあつては、自動的に、又は遠隔操作により荷役を行うことができるものに限る。)
九 旅客乗降用固定施設

十 廃棄物埋立護岸
十一 海浜(海岸管理者が設置する海岸法第二十一条第一項に規定する海岸保全施設を除く。)
十二 緑地及び広場
(登録確認機関の登録の有効期間)
第十九条の二 法第五十六条の二の四第一項の政令で定める期間は、三年とする。
(手数料の納付を要しない独立行政法人)
第十九条の三 法第五十六条の二の二十第一項の政令で定める独立行政法人は、国立研究開発法人水産研究・教育機構、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人海技教育機構及び独立行政法人国立高等専門学校機構とする。
(水域施設等)
第二十条 法第五十六条の三第一項の政令で定める水域施設、外郭施設又は係留施設は、次に掲げる港湾の施設(その規模、構造等を考慮して国土交通省令で定める港湾の施設を除く。)とする。
一 水域施設
二 外郭施設(海岸管理者が設置する海岸法第二十一条第一項に規定する海岸保全施設及び河川管理者が設置する河川法第三条第二項に規定する河川管理施設を除く。)

三 次に掲げる係留施設
イ 危険物積載船(海上交通安全法(昭和四十七年法律第十五号)第二十二条第三号の危険物積載船をいう。)、旅客船(十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。)、又は自動車航送船を係留するための係留施設(貨物の積み込み若しくは取卸しをすることができるもの又は人が乗船し、若しくは下船することができるものに限る。)
ロ スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設(同時に五隻以上の船舶を係留することができ、かつ、人が乗船し、又は下船することができるものに限る。)
ハ 総トン数五百トン以上の船舶を係留することができる係留施設

(延滞金)
第二十一条 法第五十六条の六第二項の規定により国土交通大臣が徴収する延滞金の額は、負担金を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金の額に年十・七五パーセ

ントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、負担金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる負担金の額は、その納付のあつた負担金の額を控除した額による。
(職権の委任)
第二十二条 次に掲げる国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長が行うものとする。
一 法第六章、第五十五条の三の四、第五十五条の三の五及び第五十六条の六の規定による国土交通大臣の職権(企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第八条第四項の規定に基づく港湾工事に係る処分により納付すべき負担金に係るものを除く。)
二 法第四十六条第一項の規定による国土交通大臣の職権(同項の港湾施設について補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十六条第一項の規定により補助金等の交付の決定に關する事務を国土交通大臣が地方整備局長又は北海道開発局長に委任した場合に限る。)

三 法第五十八条第三項の規定による国土交通大臣の職権(公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十八条の規定により同法第四十七条第一項の規定による認可に關する事務を国土交通大臣が地方整備局長又は北海道開発局長に委任した場合に限る。)
四 第十七条の四第一項本文、第十七条の五、第十七条の六本文及び第十七条の八の規定による国土交通大臣の職権
法第四十一条の五、第五十条の二第十項(同条第十一項において準用する場合を含む。)、第五十条の三第五項、第五十条の六第十項(同条第十一項において準用する場合を含む。)、第五十条の七第五項、第五十条の八第八項(同条第九項において準用する場合を含む。)、第五十条の二十二、第五十六条の二の二十二、第五十六条の四及び第五十六条の五の規定並びに第十七条の九の規定による国土交通大臣の職権は、地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができる。

附 則
1 この政令は、公布の日から施行する。
2 当分の間、港湾管理者が設立した一般財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に關する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等

第二十一条 法第五十六条の六第二項の規定により国土交通大臣が徴収する延滞金の額は、負担金を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金の額に年十・七五パーセ

第二十一条 法第五十六条の六第二項の規定により国土交通大臣が徴収する延滞金の額は、負担金を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金の額に年十・七五パーセ

第二十一条 法第五十六条の六第二項の規定により国土交通大臣が徴収する延滞金の額は、負担金を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金の額に年十・七五パーセ

第二十一条 法第五十六条の六第二項の規定により国土交通大臣が徴収する延滞金の額は、負担金を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金の額に年十・七五パーセ

第二十一条 法第五十六条の六第二項の規定により国土交通大臣が徴収する延滞金の額は、負担金を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金の額に年十・七五パーセ

第二十一条 法第五十六条の六第二項の規定により国土交通大臣が徴収する延滞金の額は、負担金を納付すべき期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ負担金の額に年十・七五パーセ

に關する法律の施行に伴う關係法律の整備等に關する法律（平成十八年法律第五十号）第三十八條の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立した財団法人を含む。）からの株式会社に対する特定用途港湾施設の譲渡（当該特定用途港湾施設の管理運営の効率化に資すると国土交通大臣が認めるものに限る。）に伴い、当該株式会社法第五十五條の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に係る債務を承継した場合においては、同項の国の貸付金及び同項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金のうち同項の国の貸付金の金額に相当する部分の償還は、第五條第一号及び第六條第一号の規定にかかわらず、国土交通大臣の定める半年賦償還の方法によるものとする。

3 法附則第六項の政令で定める期間は、五年（二年度の据置期間を含む。）とする。

4 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に關する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五條第一項の規定により読み替えて適用される補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律第六條第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第三項から第五項までの規定による国の貸付金（次項及び第六項において「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

5 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

6 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

7 法附則第十二項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

8 法附則第十五項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該港湾施設の建設又は改良の工事に関し、次の要件に適合する工事実施計画を有し、かつ、当該工事実施計画について港湾管理者の承認を受けている者であること。

イ 法第三條の三第九項又は第十項の規定により公示された港湾計画がある場合には、当該港湾計画において定められた港湾施設の建設又は改良の計画で当該港湾施設に係るものに適合すること。

ロ 当該港湾施設の位置、規模及び構造が当該施設の用途に対し適切なものであること。

ハ 当該港湾施設の供用を開始する時期が当該港湾における需要に対し適切なものであること。

ニ その収益をもつて当該港湾施設の建設又は改良の工事に要する費用を支弁することができると認められる当該工事と密接に關連する事業（以下「密接關連事業」という。）に關する適切な事業計画を有する者であること。

三 第一号の工事実施計画及び前号の事業計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。

四 当該港湾施設の建設又は改良の工事及び密接關連事業を適確に行う能力を有する者であること。

9 法附則第十五項の政令で定める港湾施設の建設又は改良の工事は、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物理立護岸、海洋性廃棄物処理施設、港湾環境整備施設又は港湾施設用地の建設又は改良の工事であつて、当該工事によつて生じた港湾施設が港湾管理者の所有（当該港湾施設が水域施設である場合には、港湾管理者の管理）に属することとなることについて当該港湾管理者が同意しているものとする。

10 法附則第十九項の貸付けの条件の基準は、次のとおりとする。

一 法附則第十五項の国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の償還は、均等半年賦償還の方法によるものとする。

二 国の貸付金の貸付けを受ける者は、担保を提供し、又は当該貸付けを受ける者と連帯して債務を負担する保証人を立てなければならぬこと。

三 国の貸付金の貸付けを受けた者は、附則第八項第一号の工事実施計画を変更する場合にあつては国土交通大臣及び港湾管理者の、同項第二号の事業計画又は同項第三号の資金計画を変更する場合にあつては国土交通大臣の承認を受けなければならないこと。

四 国は、国の貸付金の貸付けを受けた者が前号の承認を受けずに同号に規定する工事実施計画、事業計画又は資金計画を変更した場合に、国の貸付金の全部又は一部について償還期限を繰り上げることができること。（特定の国際拠点港湾）

11 法附則第二十項の政令で定める国際拠点港湾は、次の表のとおりとする。

都道府県	愛知	名古屋
三重	四日市	

附則（昭和二六年九月二二日政令第三〇五号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二七年二月二日政令第一〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和二九年七月二日政令第一九三号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三二年五月二〇日政令第一〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三四年六月二一日政令第二一四号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三五年六月九日政令第一五四号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 港湾工事に要する費用の負担又は補助に關しては、改正後の港湾法施行令別表第一の規定は、昭和三十五年以降の予算に係る港湾工事について適用する。

附則（昭和三六年四月二〇日政令第一二二号）
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第一条の四の規定は、昭和三十六年度以降の予算に係る工事について適用する。

附則（昭和三七七年六月二〇日政令第二五五号）
この政令は、昭和三十七年七月一日から施行する。

附則（昭和三八年三月三〇日政令第七七号）

この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則（昭和三九年三月二三日政令第二九号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、商業登記法の施行の日（昭和三十九年四月一日）から施行する。（経過措置）

第十条 この政令は、別段の定めがある場合を除くほか、この政令の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この政令による廃止又は改正前の政令又は勅令（以下「旧令」という。）の規定によつて生じた効力を妨げない。

第十一条 この政令の施行前には、この政令の適用については、この政令の相当規定によつてしたものとみなす。

第十二条 旧令の規定による登記簿は、この政令の規定による登記簿とみなす。

附則（昭和三九年三月二六日政令第三五五号）抄
この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附則（昭和四〇年三月三〇日政令第六七号）抄
この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

附則（昭和四二年五月三〇日政令第九二二号）抄
この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する。

附則（昭和四三年四月一七日政令第八六号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年三月三二日政令第四六号）抄
この政令は、昭和四十四年四月一日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年五月一日政令第一一六号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年九月二二日政令第二六九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年四月一日政令第一一四号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年七月一日政令第二三七号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年九月一七日政令第二九六号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十七年四月二八日政令第一一三号)
この政令は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日(昭和四十七年五月十五日)から施行する。

附 則 (昭和四十八年四月一六日政令第八四号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十八年七月一七日政令第二〇四号) 抄
この政令は、港湾法等の一部を改正する法律の施行の日(昭和四十八年七月十七日)から施行する。ただし、第一条中港湾法施行令第十三条の改正規定及び同令本則に一条を加える改正規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (昭和四十九年四月二三日政令第一三六号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年七月一三日政令第二六五号)
この政令は、港湾法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の一部の施行の日(昭和四十九年七月十六日)から施行する。

附 則 (昭和四十九年七月一三日政令第二六五号) 抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年七月一三日政令第二六五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年七月一三日政令第二六五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年七月一三日政令第二六五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年七月一三日政令第二六五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年七月一三日政令第二六五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年七月一三日政令第二六五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十九年七月一三日政令第二六五号)
この政令は、公布の日から施行する。

の二に掲げる行為に係る工事を開始する者(その者が同条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更に係る工事を開始する場合を含む。)に対する同条の規定の適用については、同条第一項中「当該行為に係る工事の開始の日(六十日前までに)」とあり、同条第四項中「当該事項の変更に係る工事の開始の日(六十日前までに)」とあるのは「あらかじめ」と、同条第七項及び第八項中「その届出を受理した日から六十日以内」とあるのは「その届出に係る行為に係る工事の開始前」と、同条第十項中「その通知を受けた日から六十日以内」とあるのは「その通知に係る行為に係る工事の開始前」とする。

新港湾法第五十六条の三の規定の施行の日から六十日を経過する日までに、同条第一項に規定する水域施設等の建設又は改良に係る工事を開始する者(その者が同項に規定する事項の変更に係る工事を開始する場合を含む。)に対する同条の規定の適用については、同条第一項中「当該行為に係る工事の開始の日(六十日前までに)」とあるのは「あらかじめ」と、同条第二項中「その届出を受理した日から六十日以内」とあるのは「その届出に係る行為に係る工事の開始前」とする。

この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、昭和五十年五月一日から施行する。

昭和四十九年度の予算に係る港湾工事でその工事に係る補助金が昭和五十年年度以降に繰り越されたものに要する費用についての国の補助については、なお従前の例による。

この政令は、昭和五十一年三月二六日政令第三七号)

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

より徴収している入港料については、この政令の施行の日(昭和五十二年九月二三日政令第二六二号)に当該港湾管理者が同条第二項の規定による運輸大臣の認可を受けたものとみなす。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

している者は、この政令の施行の日(昭和五十九年六月一日)から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第四十三條の八第二項の規定による許可を受けず、又は同条第四項において準用する同法第三十七條第三項の規定による協議を行わないでその水域を占有することができる。

この政令は、許可、認可等の整理に関する法律(昭和五十四年法律第七十号)の一部の施行の日(昭和五十五年三月二十四日)から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に伏木富山港の港湾管理者が港湾法第四十四条の二第一項の規定により徴収している入港料については、この政令の施行の日当該港湾管理者が同条第二項の規定による運輸大臣の認可を受けたものとみなす。
附則 (昭和六十二年九月四日政令第二十九号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六十二年五月六日政令第一三九号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (昭和六十二年二月二〇日政令第三四六号)
この政令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二十号の改正規定は、昭和六十三年十二月二十六日から施行する。

附則 (平成元年八月九日政令第二四三号)
この政令は、平成元年八月十四日から施行する。
附則 (平成元年二月二六日政令第三四四号)
この政令は、平成二年一月二日から施行する。
附則 (平成二年七月二〇日政令第二二四号)
この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に博多港の港湾管理者が港湾法第四十四条の二第一項の規定により徴収している入港料については、この政令の施行の日当該港湾管理者が同条第二項の規定による運輸大臣の認可を受けたものとみなす。
附則 (平成四年六月三日政令第一九〇号)
(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に広島港の港湾管理者が港湾法第四十四条の二第一項の規定により徴収している入港料については、この政令の施行の日当該港湾管理者が同条第二項の規定による運輸大臣の認可を受けたものとみなす。
附則 (平成四年六月三日政令第一九〇号)
(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

附則 (平成六年一月二四日政令第六号)
この政令は、平成六年一月十九日から施行する。
附則 (平成二年六月四日政令第一七一四号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成二年一月二〇日政令第三三六号) 抄
(施行期日) この政令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十二年四月一日)から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行前に港湾法(昭和二十五年法律第二十八号)又は旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)(これらの法律に基づく政令を含む。)の規定によりされた命令等の処分その他の行為(以下「処分等の行為」という。)で、この政令の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、この政令の施行の日以後においては、この政令の施行の日において新たに当該行政事務を行うこととなる者のした処分等の行為とみなす。
附則 (平成二年三月三十一日政令第一九三号) 抄
(施行期日) この政令は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)

1 (施行期日) この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。
附則 (平成二年九月二九日政令第四四一号)
この政令は、港湾法の一部を改正する法律附則第一条第一号の政令で定める日(平成十二年九月三十日)から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第二十一号に規定する開門航路の区域のうちこの政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けなくてもその水域を占有することができる。
附則 (平成二年六月七日政令第三二二号) 抄
(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に水島港の港湾管理者が港湾法第四十四条の二第一項の規定により徴収している入港料については、この政令の施行の日当該港湾管理者が同条第二項の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得たものとみなす。
附則 (平成一五年五月二六日政令第二二六号) 抄
(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令第十七条の四から第十七条の十までの規定は、第一条の規定の施行の日以後に国土交通大臣と港湾管理者との間で締結される委託契約に基づき行われる港湾施設の管理の委託について適用する。
附則 (平成一六年四月一日政令第一四七号)

附則 (平成一三年三月三〇日政令第一二四号) 抄
(施行期日) この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の塩釜港の港湾管理者が港湾法第四十四条の二第一項の規定により徴収している入港料については、この政令の施行の日この政令による改正後の仙台塩釜港の港湾管理者が同条第二項の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得たものとみなす。
附則 (平成一三年二月二八日政令第四三四号) 抄
(施行期日) この政令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年四月一日)から施行する。
附則 (平成一四年二月八日政令第二七六号) 抄
(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一五年三月二六日政令第七六号)

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令第十七条の四から第十七条の十までの規定は、第一条の規定の施行の日以後に国土交通大臣と港湾管理者との間で締結される委託契約に基づき行われる港湾施設の管理の委託について適用する。
附則 (平成一六年四月一日政令第一四七号)

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第二十六号に規定する来島海峡航路の区域のうちこの政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けなくてもその水域を占有することができる。
附則 (平成二二年一月二九日政令第二七八号)
(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第二十六号に規定する来島海峡航路の区域のうちこの政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けなくてもその水域を占有することができる。
附則 (平成二二年一月二九日政令第二七八号)
(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一七年六月一五日政令第二一三三号)
この政令は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成十七年七月一日)から施行する。
附則 (平成一八年五月一七日政令第一九七号)
この政令は、公布の日から施行する。
附則 (平成一八年八月一八日政令第二七七号) 抄
(施行期日) この政令は、平成十八年十月一日から施行する。
附則 (平成一八年九月二六日政令第三一八号) 抄
(施行期日) この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
附則 (平成一九年三月二日政令第三九号)
この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。
附則 (平成二〇年一月二一日政令第三五五号)
(施行期日) この政令は、平成二十年十二月一日から施行する。
(経過措置)

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第二十六号に規定する来島海峡航路の区域のうちこの政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けなくてもその水域を占有することができる。
附則 (平成二二年一月二九日政令第二七八号)
(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第二十六号に規定する来島海峡航路の区域のうちこの政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けなくてもその水域を占有することができる。
附則 (平成二二年一月二九日政令第二七八号)
(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第二十六号に規定する来島海峡航路の区域のうちこの政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けなくてもその水域を占有することができる。
附則 (平成二二年一月二九日政令第二七八号)
(施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第二第四号に規定する備瀬瀬戸航路の区域のうちこの政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けないでその水域を占有することができる。

附則（平成二十二年六月二三日政令第一五五号）

この政令は、港則法及び海上交通安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

附則（平成二十三年三月三十一日政令第八九号）抄

（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）
第二条 この政令の施行前に京浜港、大阪港又は神戸港の港湾管理者が港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）第一条による改正前の港湾法第四十四条の二第二項の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た入港料については、この政令の施行の日に当該港湾管理者が改正法第一条による改正後の港湾法第四十四条の二第二項の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得たものとみなす。

附則（平成二十三年七月一三日政令第二一七号）
（施行期日）
1 この政令は、平成二十三年七月二十日から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行の際現に、改正後の港湾法施行令別表第十一号に規定する関門航路及び同表第十六号に規定する竹富南航路の区域のうち、この政令の規定により拡張された区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占有することができる。

（施行期日）
1 この政令は、平成二十五年二月二九日政令第三三三（号）抄
（施行期日）
1 この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十一月一日）から施行する。

附則（平成二十三年八月三〇日政令第二一七号）
（施行期日）
1 この政令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年九月十五日）から施行する。

（経過措置）
2 この政令の施行前に定められた港湾計画については、この政令の施行後最初に変更されるまでの間は、この政令による改正後の港湾法施行令第一条の四の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二十三年十一月一八日政令第三四三（号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十二月十五日）から施行する。

（経過措置）
第二条 改正法附則第三条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の八の規定の適用については、この政令による改正前の港湾法施行令第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成二十四年一〇月一七日政令第二五九号）
この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十五年一月二九日政令第三三三（号）抄
（施行期日）
1 この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十一月一日）から施行する。

附則（平成二十五年二月六日政令第三三四（号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。（港湾法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この政令の施行前に貸し付けられた港湾法第五十五条の七第一項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金及び同法第五十五条の八第一

項の国の貸付けに係る港湾管理者の貸付金に関する貸付けの条件の基準については、なお従前の例による。

附則（平成二十五年二月二七日政令第三三七（号）
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十六年一月十五日から施行する。

（経過措置）
第二条 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令（以下「新令」という。）別表第二第一号に規定する東京湾中央航路の区域（改正前の港湾法施行令別表第二第一号に規定する中ノ瀬航路及び同表第二号に規定する浦賀水道航路の区域を除く。）内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占有することができる。

第三条 この政令の施行の際現に新令別表第五に規定する東京湾に係る緊急確保航路又は大阪湾に係る緊急確保航路の区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の四第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占有することができる。

2 この政令の施行の際現に新令別表第五に規定する伊勢湾に係る緊急確保航路の区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の四第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占有することができる。

附則（平成二十六年五月三〇日政令第一九八号）
この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

附則（平成二十六年六月二七日政令第二三七（号）抄
（施行期日）
1 この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月一日）から施行する。

附則（平成二十七年三月一八日政令第七四（号）抄
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月九日政令第五七（号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月三〇日政令第八六（号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年六月二四日政令第二四四（号）
（施行期日）
1 この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十五号）の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第五第三号に規定する瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域（改正前の港湾法施行令別表第五第三号に規定する大阪湾に係る緊急確保航路の区域を除く。）内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の四第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占有することができる。

（罰則に関する経過措置）
3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年七月七日政令第一八八（号）
この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月八日）から施行する。

附則（平成二十九年九月二七日政令第二五三（号）

（施行期日）
1 この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年七月一日）から施行する。

附則（平成二十七年三月一八日政令第七四（号）抄
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月九日政令第五七（号）抄
（施行期日）
1 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年三月三〇日政令第八六（号）抄
（施行期日）
第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二十八年六月二四日政令第二四四（号）
（施行期日）
1 この政令は、港湾法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十五号）の施行の日（平成二十八年七月一日）から施行する。

2 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令別表第五第三号に規定する瀬戸内海に係る緊急確保航路の区域（改正前の港湾法施行令別表第五第三号に規定する大阪湾に係る緊急確保航路の区域を除く。）内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の四第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占有することができる。

（罰則に関する経過措置）
3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十九年七月七日政令第一八八（号）
この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年七月八日）から施行する。

附則（平成二十九年九月二七日政令第二五三（号）

- (19) 横須賀港東北防波堤東灯台(北緯三
五度一九分九秒東經一三九度四〇分三二秒)
から六一度三〇分二、八二〇メートルの地点
(20) 横浜金沢木材ふところ東防波堤灯台(北
緯三五度二二分四三秒東經一三九度三九分三
〇秒)から七五度一五分三、六五〇メートル
の地点
- (21) 横浜本牧防波堤灯台(北緯三五度二
六分三六秒東經一三九度四一分二一秒)から
一五四度四五四分四、二一〇メートルの地点
- (22) 横浜本牧防波堤灯台から一四九度四、
〇四〇メートルの地点
- (23) 横浜大黒防波堤東灯台(北緯三五度
二七分二四秒東經一三九度四二分二五秒)か
ら一三八度一五分四、五〇〇メートルの地点
- (24) 川崎東扇島防波堤東灯台から一七
度三〇分四、〇四〇メートルの地点
- 二 中山水道航路
- 次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)
に掲げる地点と(4)に掲げる地点とを結ん
だ線により囲まれた区域
- (1) 尾張野島灯台(北緯三四度三九分二七
秒東經一三七度二九秒)から一九七度三〇分
一、五〇〇メートルの地点
- (2) 尾張野島灯台から一七九度三〇分二、
〇八〇メートルの地点
- (3) 尾張野島灯台から二二二度四、五三〇
メートルの地点
- (4) 尾張野島灯台から二二二度四、三〇〇
メートルの地点
- 三 備讃瀬戸航路
- (1) から(35)までに掲げる地点を順次に
結んだ線及び(1)に掲げる地点と(35)
に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区
域のうち(36)から(40)までに掲げる
地点を順次に結んだ線及び(36)に掲げる
地点と(40)に掲げる地点とを結んだ線に
より囲まれた区域以外の区域
- (1) 男木島灯台(北緯三四度二六分一秒東
經一三四度三分三九秒)から三五二度三〇分
二、一〇〇メートルの地点
- (2) カナワ岩灯標(北緯三四度二五分一八
秒東經一三四度七分四九秒)から二四度三〇
分二、二五〇メートルの地点
- (3) 地藏崎灯台(北緯三四度二四分五七秒
東經一三四度一分七秒)から二一八度三〇
分一、一七〇メートルの地点

- (4) 地藏崎灯台から二〇九度一五分二、六
五〇メートルの地点
- (5) カナワ岩灯標から三二度四五分七二〇
メートルの地点
- (6) 男木島灯台から三五三度四三〇メー
ルの地点
- (7) 男木島灯台から二四七度一五分四、五
〇〇メートルの地点
- (8) 大槌三角点(北緯三四度二五分八秒東
經一三三度五五分二二秒)から一四一度一五
分二、一八〇メートルの地点
- (9) 小瀬居島三角点(北緯三四度二二分二
三秒東經一三三度五十一分二秒)から三一
度一五分四三〇メートルの地点
- (10) 沙弥島北端(北緯三四度二一分二
秒東經一三三度四九分九秒)から四三度四五
分一、一六〇メートルの地点
- (11) 波節岩灯標(北緯三四度二〇分四二
秒東經一三三度四二分四七秒)から九七度三
〇分五、三九〇メートルの地点
- (12) 波節岩灯標から二〇〇度四、九〇〇
メートルの地点
- (13) 二面島灯台(北緯三四度一八分五秒
東經一三三度三七分一九秒)から一〇六度三
〇分四、七〇〇メートルの地点
- (14) 二面島灯台から一八五度四五分一、
三三〇メートルの地点
- (15) 二面島灯台から一九五度五七〇メー
ルの地点
- (16) 二面島灯台から九七度四、三七〇メ
ートルの地点
- (17) 波節岩灯標から二〇六度三〇分四、
三六〇メートルの地点
- (18) 波節岩灯標から九〇度三〇分五、〇
九〇メートルの地点
- (19) 牛島灯標(北緯三四度二分東經一
三三度四六分四七秒)から二一八度一五分二、
八八〇メートルの地点
- (20) 牛島灯標から九〇度四五分二、〇二
〇メートルの地点
- (21) 牛島灯標から七四度二、〇〇〇メー
トルの地点
- (22) 牛島灯標から二八二度三〇分一七〇
メートルの地点
- (23) 牛島灯標から二四四度一五分一、一
〇〇メートルの地点
- (24) 板持鼻灯台(北緯三四度一九分三二
秒東經一三三度三九分四七秒)から五八度二、
三〇〇メートルの地点

- (25) 二面島灯台から五度四五分七七〇メ
ートルの地点
- (26) 二面島灯台から三四八度三〇分一、
五二〇メートルの地点
- (27) 板持鼻灯台から三七度三〇分二、三
三〇メートルの地点
- (28) 牛島灯標から二七八度一五分一、四
二〇メートルの地点
- (29) 鍋島灯台(北緯三四度二分五七秒
東經一三三度四九分二五秒)から二七八度四
五分二、三九〇メートルの地点
- (30) 鍋島灯台から二九〇度三〇分一、七
四〇メートルの地点
- (31) 鍋島灯台から二七四度四五分七四〇
メートルの地点
- (32) 鍋島灯台から一二九度三〇分一四〇
メートルの地点
- (33) 鍋島灯台から七四度三〇分一、一四
〇メートルの地点
- (34) 大槌三角点から一〇六度四五分九六
〇メートルの地点
- (35) 男木島灯台から二六五度一五分四、
七六〇メートルの地点
- (36) 鍋島灯台から一九四度一五分七六〇
メートルの地点
- (37) 鍋島灯台から一三四度一五分一、二
五〇メートルの地点
- (38) 鍋島灯台から一七八度一、五八〇メ
ートルの地点
- (39) 鍋島灯台から二一八度一五分一、七
二〇メートルの地点
- (40) 鍋島灯台から二三〇度一、五三〇メ
ートルの地点
- 四 鼻栗瀬戸航路
- 次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)
に掲げる地点と(8)に掲げる地点とを結ん
だ線により囲まれた区域
- (1) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台(北緯三四度
一三分五秒東經一三三度三分二六秒)から二
九度七三〇メートルの地点
- (2) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から六二度六
二〇メートルの地点
- (3) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から七四度三
〇分五四〇メートルの地点
- (4) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から二〇一度
四六〇メートルの地点
- (5) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から二二六度
三〇分四一〇メートルの地点

- (6) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から一四〇度
三〇メートルの地点
- (7) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から四〇度一
五分三六〇メートルの地点
- (8) 鼻栗瀬戸下小丸子島灯台から一八度三
〇分五六〇メートルの地点
- 五 来島海峡航路
- (1) から(15)までに掲げる地点を順次に
結んだ線及び(1)に掲げる地点と(15)
に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区
域のうち(16)から(22)までに掲げる
地点を順次に結んだ線及び(16)に掲げる
地点と(22)に掲げる地点とを結んだ線に
より囲まれた区域以外の区域
- (1) 檮磯灯標(北緯三四度八分四四秒東經
一三二度五六分五秒)から一八度二、七三〇
メートルの地点
- (2) 馬島三角点(北緯三四度七分七秒東經
一三二度五九分三八秒)から二三度二、三一
〇メートルの地点
- (3) ナガセ鼻灯台(北緯三四度七分五秒東
經一三二度五九分四六秒)から一〇一度四四
〇メートルの地点
- (4) ウズ鼻灯台(北緯三四度六分四四秒東
經一三二度五九分二八秒)から一〇二度一、
一八〇メートルの地点
- (5) 竜神島灯台(北緯三四度六分一六秒東
經一三三度一分三九秒)から一九七度八八〇
メートルの地点
- (6) 竜神島灯台から一三一度三〇分一、〇
六〇メートルの地点
- (7) 竜神島灯台から一五六度二、四一〇メ
ートルの地点
- (8) 竜神島灯台から一九七度二、五二〇メ
ートルの地点
- (9) 来島白石灯標(北緯三四度六分二五秒
東經一三二度五九分)から五九度一五〇メー
トルの地点
- (10) ウズ鼻灯台から二九九度一、一六〇
メートルの地点
- (11) 馬島三角点から三二一度一、二〇〇
メートルの地点
- (12) 馬島三角点から三三一度一、六〇〇
メートルの地点
- (13) 檮磯灯標から二六度一、一八〇メー
トルの地点

- (14) 檮磯灯標から三〇一度一、六九〇メートルの地点
- (15) 檮磯灯標から三二六度二、八三〇メートルの地点
- (16) 馬島三角点から三五四度六六〇メートルの地点
- (17) 馬島三角点から三四度四六〇メートルの地点
- (18) 馬島三角点から一六六度八〇〇メートルの地点
- (19) ウズ鼻灯台から一八〇度一四〇メートルの地点
- (20) ウズ鼻灯台から二七度一一〇メートルの地点
- (21) 馬島三角点から二七〇度五二〇メートルの地点
- (22) 馬島三角点から三二四度五六〇メートルの地点
- 六 音戸瀬戸航路
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(14)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域
- (1) 音戸灯台(北緯三四度一分五七秒東経一三二度三二分二秒)から四二度三〇分二七九メートルの地点
- (2) 音戸灯台から五八度三〇分三四一メートルの地点
- (3) 音戸灯台から一五六度三八九メートルの地点
- (4) 音戸灯台から一六三度四一二メートルの地点
- (5) 音戸灯台から一七二度五六九メートルの地点
- (6) 音戸灯台から一七一度三〇分六二五メートルの地点
- (7) 音戸灯台から一七六度七八七メートルの地点
- (8) 音戸灯台から一八四度七六一メートルの地点
- (9) 音戸灯台から一八〇度三〇分五七二メートルの地点
- (10) 音戸灯台から一七八度五四二メートルの地点
- (11) 音戸灯台から一七六度三〇分四八二メートルの地点
- (12) 音戸灯台から一七六度三〇分三九八メートルの地点

- (13) 音戸灯台から一六五度三〇分二四六メートルの地点
- (14) 音戸灯台から一五九度二三四メートルの地点
- 七 奥南航路
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(12)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち国土交通大臣が定める陸域以外の区域
- (1) 山下灯台(北緯三三度一六分三二秒東経一三二度二八分三秒)から二九五度一分四一メートルの地点
- (2) 山下灯台から六六度四五分一〇〇メートルの地点
- (3) 山下灯台から一二六度一三五メートルの地点
- (4) 山下灯台から一三九度一一五メートルの地点
- (5) 山下灯台から一四三度一五三分三五四メートルの地点
- (6) 山下灯台から一四四度三〇分四三三メートルの地点
- (7) 山下灯台から一四五度四三三メートルの地点
- (8) 山下灯台から一五四度一五分四〇三メートルの地点
- (9) 山下灯台から一五一度三〇七メートルの地点
- (10) 山下灯台から一四八度一五分二八七メートルの地点
- (11) 山下灯台から一五四度四五分八六メートルの地点
- (12) 山下灯台から一八六度一五分九八メートルの地点
- 八 船越航路
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(22)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち国土交通大臣が定める陸域以外の区域
- (1) 船越運河北口防波堤灯台(北緯三三度三一分一四秒東経一三二度二六分)から三三二度一四メートルの地点
- (2) 船越運河北口防波堤灯台から四九度三七メートルの地点
- (3) 船越運河北口防波堤灯台から一七九度三〇分一五メートルの地点
- (4) 船越運河北口防波堤灯台から一八一度四一メートルの地点

- (5) 船越運河南口防波堤灯台(北緯三三度三分三秒東経一三二度二六分)から二度三〇分一九〇メートルの地点
- (6) 船越運河南口防波堤灯台から三度三〇分一五四メートルの地点
- (7) 船越運河南口防波堤灯台から一三度三〇分一四メートルの地点
- (8) 船越運河南口防波堤灯台から一二度三〇分一二七メートルの地点
- (9) 船越運河南口防波堤灯台から三二度一四〇メートルの地点
- (10) 船越運河南口防波堤灯台から四一度一三二メートルの地点
- (11) 船越運河南口防波堤灯台から八二度三〇分八六メートルの地点
- (12) 船越運河南口防波堤灯台から一七〇度三〇分二八メートルの地点
- (13) 船越運河南口防波堤灯台から二五八度三〇分四九メートルの地点
- (14) 船越運河南口防波堤灯台から三〇九度一一〇メートルの地点
- (15) 船越運河南口防波堤灯台から三一一度一一メートルの地点
- (16) 船越運河南口防波堤灯台から三四〇度三〇分一〇メートルの地点
- (17) 船越運河南口防波堤灯台から三四六度一〇五メートルの地点
- (18) 船越運河南口防波堤灯台から三五二度一九七メートルの地点
- (19) 船越運河南口防波堤灯台から三四八度三〇分二〇メートルの地点
- (20) 船越運河北口防波堤灯台から二三四度三〇分七四メートルの地点
- (21) 船越運河北口防波堤灯台から二五八度五二メートルの地点
- (22) 船越運河北口防波堤灯台から三一二度八四メートルの地点
- 九 細木航路
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(12)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち国土交通大臣が定める陸域以外の区域
- (1) 細木運河北口灯台(北緯三三度一二分二四秒東経一三二度二四分二五秒)から三四一度三〇分四二メートルの地点
- (2) 細木運河北口灯台から八九度一一二メートルの地点

- (3) 細木運河北口灯台から一三一度三〇分九四メートルの地点
- (4) 細木運河北口灯台から一五二度三〇分八九メートルの地点
- (5) 細木運河北口灯台から一五七度三〇分一二三メートルの地点
- (6) 細木運河北口灯台から一八三度一三九メートルの地点
- (7) 細木運河北口灯台から一八五度一三九メートルの地点
- (8) 細木運河北口灯台から一八二度三〇分一七九メートルの地点
- (9) 細木運河北口灯台から二〇五度二〇八メートルの地点
- (10) 細木運河北口灯台から二〇一度三〇分一五六メートルの地点
- (11) 細木運河北口灯台から二一五度三〇分九五メートルの地点
- (12) 細木運河北口灯台から二五二度五二メートルの地点
- 十 関門航路
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(46)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域
- (1) 六連島三角点(北緯三三度五八分三七秒東経一三〇度五一分五一秒)から四〇度四分五五分二、八九〇メートルの地点
- (2) 六連島三角点から七四度一、九七〇メートルの地点
- (3) 六連島三角点から一一九度一、八二〇メートルの地点
- (4) 若松洞海湾口防波堤灯台(北緯三三度五六分二八秒東経一三〇度五一分二秒)から五一度二、二八〇メートルの地点
- (5) 若松洞海湾口防波堤灯台から七〇度一五分一、八八〇メートルの地点
- (6) 若松洞海湾口防波堤灯台から一〇六度三〇分三、四八〇メートルの地点
- (7) 砂津防波堤灯台(北緯三三度五三分三七秒東経一三〇度五三分三八秒)から二二度二、二三〇メートルの地点
- (8) 砂津防波堤灯台から四二度二、三四〇メートルの地点
- (9) 砂津防波堤灯台から五三度三、四二〇メートルの地点

- (10) 砂津防波堤灯台から五二度三、七四〇メートルの地点
- (11) 門司埼灯台(北緯三三度五七分四四秒東經一三〇度五七分四七秒)から二三〇度四五分二、九一〇メートルの地点
- (12) 火ノ山三角点(北緯三三度五八分二八秒東經一三〇度五七分三八秒)から一九一度一、〇二〇メートルの地点
- (13) 火ノ山三角点から七二度三〇分三、三〇〇メートルの地点
- (14) 満珠島灯台(北緯三三度五九分四一秒東經一三一度一分三六秒)から一五六度三〇分六〇メートルの地点
- (15) 満珠島灯台から一四一度一、一〇〇メートルの地点
- (16) 満珠島灯台から一五一度一、七四〇メートルの地点
- (17) 満珠島灯台から一四九度三〇分一、七五〇メートルの地点
- (18) 部埼灯台(北緯三三度五七分三四秒東經一三一度一分二三秒)から七五度一、八六〇メートルの地点
- (19) 部埼灯台から一一二度三、四八〇メートルの地点
- (20) 新門司防波堤灯台(北緯三三度五二分三秒東經一三一度三六秒)から八七度三〇分一五、二五〇メートルの地点
- (21) 新門司防波堤灯台から九〇度一四、七七〇メートルの地点
- (22) 部埼灯台から一二五度三〇分四、二二〇メートルの地点
- (23) 部埼灯台から一二五度四、二二〇メートルの地点
- (24) 部埼灯台から一二五度二、五〇〇メートルの地点
- (25) 部埼灯台から一〇度三〇分八二〇メートルの地点
- (26) 城山三角点(北緯三三度五七分二九秒東經一三〇度五八分七秒)から六三度三、八五〇メートルの地点
- (27) 城山三角点から五三度三〇分二、六〇〇メートルの地点
- (28) 門司埼灯台
- (29) 門司埼灯台から二六度四五分三、四〇〇メートルの地点
- (30) 砂津防波堤灯台から六三度一五分三、六六〇メートルの地点

- (31) 砂津防波堤灯台から七三度二、三七〇メートルの地点
- (32) 砂津防波堤灯台から七二度一五分一、五四〇メートルの地点
- (33) 砂津防波堤灯台から二五度一、〇二〇メートルの地点
- (34) 若松洞海湾口防波堤灯台から一〇〇度九〇メートルの地点
- (35) 若松洞海湾口防波堤灯台から三二七度三〇分一、八六〇メートルの地点
- (36) 六連島三角点から二四七度三、二八〇メートルの地点
- (37) 六連島三角点から三〇二度一五分二、九七〇メートルの地点
- (38) 六連島三角点から三二二度二、一三〇メートルの地点
- (39) 六連島三角点から二四五度三〇分二、一九〇メートルの地点
- (40) 六連島三角点から二二一度一五分二、一〇〇メートルの地点
- (41) 六連島三角点から二二〇度三〇分二、〇八〇メートルの地点
- (42) 六連島三角点から一九九度四五分二、一八〇メートルの地点
- (43) 六連島三角点から一七七度四五分一、八六〇メートルの地点
- (44) 六連島三角点から一二六度三〇分一、〇八〇メートルの地点
- (45) 六連島三角点から六五度三〇分一、〇二〇メートルの地点
- (46) 六連島三角点から三五度四五分一、二五〇メートルの地点
- 十一 本渡瀬戸航路
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(30)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち国土交通大臣が定める陸域以外の区域
- (1) 高松山三角点(北緯三二度二六分五六秒東經一三〇度一二分三八秒)から二九七度五五分四六秒六一三メートルの地点(以下「イ地点」という)。から二度四五分五八二メートルの地点
- (2) イ地点から三五七度一五分四九九メートルの地点
- (3) イ地点から一九四度三〇分一八四メートルの地点
- (4) イ地点から一八六度一五分三五七メートルの地点

- (5) イ地点から一七五度一五分三六二メートルの地点
- (6) 大門三角点(北緯三二度二五分五二秒東經一三〇度一二分三〇秒)から六度二三分四〇秒七六五メートルの地点(以下「ロ地点」という)。から三三二度一五分七二二メートルの地点
- (7) ロ地点から三二五度四五分六二二メートルの地点
- (8) ロ地点から一四四度三〇分一四〇メートルの地点
- (9) 大門三角点から一〇〇度二七分一六秒三九三メートルの地点(以下「ハ地点」という)。から二七〇度二二六メートルの地点
- (10) ハ地点から二七〇度一八〇メートルの地点
- (11) ハ地点から二一九度四五分一七三メートルの地点
- (12) ハ地点から一四八度一五五五六〇メートルの地点
- (13) 大門三角点から一三一度一八分三秒一、三八四メートルの地点(以下「ニ地点」という)。から三三九度二二五メートルの地点
- (14) ニ地点から一七八度七〇〇メートルの地点
- (15) ニ地点から一八二度四五分七〇六メートルの地点
- (16) ニ地点から三一五度一五分一七二メートルの地点
- (17) ニ地点から三一九度一五分二七五メートルの地点
- (18) ハ地点から一五二度四五分五八七メートルの地点
- (19) ハ地点から二二八度三〇分二二六メートルの地点
- (20) ハ地点から二七〇度二四八メートルの地点
- (21) ハ地点から二七〇度二九四メートルの地点
- (22) ロ地点から一八五度四五分三二二メートルの地点
- (23) ロ地点から二二八度三〇分一三一メートルの地点
- (24) ロ地点から二八八度一六七メートルの地点
- (25) ロ地点から三二四度五六五メートルの地点

- (26) イ地点から一九〇度三〇分六七〇メートルの地点
- (27) イ地点から二〇二度一五分四二二メートルの地点
- (28) イ地点から一九八度一五分三七〇メートルの地点
- (29) イ地点から二〇一度四五分三二五メートルの地点
- (30) イ地点から三四九度四五分五二九メートルの地点
- 十二 蟬蛾ノ瀬戸航路
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(11)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域
- (1) 烏帽子埼(北緯三三度四四分一七秒東經一二九度三九分二六秒)から三一八度四五分九三〇メートルの地点
- (2) 烏帽子埼から二八九度四五分四五〇メートルの地点
- (3) 烏帽子埼から二九四度一五分三三〇メートルの地点
- (4) 烏帽子埼から二五五度三〇分三五〇メートルの地点
- (5) 烏帽子埼から二一九度一五分三六〇メートルの地点
- (6) 烏帽子埼から一八九度一五分三九〇メートルの地点
- (7) 烏帽子埼から一六六度四一〇メートルの地点
- (8) 烏帽子埼から一六九度六一〇メートルの地点
- (9) 烏帽子埼から一九〇度一五分六二〇メートルの地点
- (10) 烏帽子埼から二二七度三〇分六六〇メートルの地点
- (11) 烏帽子埼から三〇八度一五分一、〇二〇メートルの地点
- 十三 平戸瀬戸航路
次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(14)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち国土交通大臣が定める陸域以外の区域
- (1) 広瀬灯台(北緯三三度二二分五三秒東經一二九度三四分九秒)から三三七度三〇分二八〇メートルの地点

- (2) 広瀬灯台から八三度一一〇メートルの地点
- (3) 広瀬灯台から一二三度一五分三四〇メートルの地点
- (4) 広瀬灯台から一八〇度四三〇メートルの地点
- (5) 広瀬灯台から一八九度一五分六八〇メートルの地点
- (6) 広瀬灯台から一八五度一五分一、二二〇メートルの地点
- (7) 田平港西防波堤灯台(北緯三三度二分四八秒東経一二九度三四分二七秒)から三一九度七七〇メートルの地点
- (8) 田平港西防波堤灯台から一六〇度四五分三八〇メートルの地点
- (9) 田平港西防波堤灯台から一七七度三分七四〇メートルの地点
- (10) 田平港西防波堤灯台から二〇六度三分七三〇メートルの地点
- (11) 田平港西防波堤灯台から二〇六度四分五七〇メートルの地点
- (12) 田平港西防波堤灯台から二三五度一五分四六〇メートルの地点
- (13) 田平港西防波堤灯台から三〇一度四分一、二二〇メートルの地点
- (14) 広瀬灯台から二九九度五四〇メートルの地点
- 十四 万瀬瀬戸航路
- 次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(25)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域
- (1) 万瀬瀬戸東口灯台(北緯三四度一七分五八秒東経一二九度二分二五秒)から一七二度三分一二メートルの地点
- (2) 万瀬瀬戸東口灯台から一四〇度八五メートルの地点
- (3) (2)に掲げる地点から二二五度一〇〇メートルの地点
- (4) (3)に掲げる地点から二〇四度八九メートルの地点
- (5) (4)に掲げる地点から二三四度三〇分一二メートルの地点
- (6) (5)に掲げる地点から二二一度三〇分二三メートルの地点
- (7) (6)に掲げる地点から二〇三度三〇分四二メートルの地点
- (8) (7)に掲げる地点から二四一度三分四〇メートルの地点

- (9) (8)に掲げる地点から二三三度三八メートルの地点
- (10) (9)に掲げる地点から二〇〇度三分四四メートルの地点
- (11) (10)に掲げる地点から二四四度四分一五二メートルの地点
- (12) (11)に掲げる地点から三〇六度一五分二九メートルの地点
- (13) 万瀬瀬戸東口灯台から二二九度四五分八二五メートルの地点
- (14) 万瀬瀬戸東口灯台から二三七度三分六三〇メートルの地点
- (15) (14)に掲げる地点から一一七度七五メートルの地点
- (16) (15)に掲げる地点から五七度四〇メートルの地点
- (17) (16)に掲げる地点から八六度四九メートルの地点
- (18) (17)に掲げる地点から一〇一度三分五六メートルの地点
- (19) (18)に掲げる地点から四八度三分三八メートルの地点
- (20) (19)に掲げる地点から三九度一分一一〇メートルの地点
- (21) (20)に掲げる地点から三一〇度一四メートルの地点
- (22) (21)に掲げる地点から三八度三分八九メートルの地点
- (23) (22)に掲げる地点から八六度一分一七メートルの地点
- (24) (23)に掲げる地点から四七度九一メートルの地点
- (25) (24)に掲げる地点から五九度一六メートルの地点
- 十五 竹富南航路
- (1) から(36)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(36)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(37)から(61)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(37)に掲げる地点と(61)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域
- (1) 竹富三角点(北緯二四度一九分五五秒東経一二四度五分一〇秒)から二七〇度四五分四、二六四メートルの地点
- (2) 竹富三角点から二六〇度四五分三、〇四メートルの地点

- (3) 竹富三角点から二三八度四五分二、七一メートルの地点
- (4) 竹富三角点から二二九度四五分二、九五〇メートルの地点
- (5) 竹富三角点から二二八度三分二、九七三メートルの地点
- (6) 竹富三角点から二二三度三、一四〇メートルの地点
- (7) 竹富三角点から二二一度三、一三二メートルの地点
- (8) 竹富三角点から一九六度四五分二、八六八メートルの地点
- (9) 竹富三角点から一七八度二、五四四メートルの地点
- (10) 竹富三角点から一六八度三分二、五六〇メートルの地点
- (11) 竹富三角点から一〇八度三分二、九二六メートルの地点
- (12) 竹富三角点から一一〇度三、〇二四メートルの地点
- (13) 竹富三角点から一六七度三分二、六七四メートルの地点
- (14) 竹富三角点から一七七度四五分二、六五七メートルの地点
- (15) 竹富三角点から一九五度四五分二、九六九メートルの地点
- (16) 竹富三角点から二〇四度一五分三、四六三メートルの地点
- (17) 竹富三角点から二〇六度三分三、七〇〇メートルの地点
- (18) 竹富三角点から二〇八度三分四、五六五メートルの地点
- (19) 黒島三角点(北緯二四度一四分一五秒東経一二三度五九分四一秒)から四一度四分六、七二四メートルの地点
- (20) 黒島三角点から二七度四五五分五、一四八メートルの地点
- (21) 黒島三角点から二五度三分四、九六五メートルの地点
- (22) 黒島三角点から一八度四五四分四、四二七メートルの地点
- (23) 黒島三角点から一六度四五四分四、二七五メートルの地点
- (24) 黒島三角点から一度一五分三、四一六メートルの地点
- (25) 黒島三角点から三二〇度四五分三、三一一メートルの地点

- (26) ポン山三角点(北緯二四度一四分二一秒東経一二三度五六分四五秒)から二五度一五分二、〇八八メートルの地点
- (27) ポン山三角点から三〇七度一五分二、四二六メートルの地点
- (28) 大原三角点(北緯二四度一六分三秒東経一二三度五二分三三秒)から一三一度四五分四、一三九メートルの地点
- (29) 大原三角点から一三〇度四五分四、〇四三メートルの地点
- (30) ポン山三角点から三一一度三分三、九一四メートルの地点
- (31) ポン山三角点から三三七度一五分四、二一五メートルの地点
- (32) ポン山三角点から三五七度四五四分四、六四五メートルの地点
- (33) 小浜三角点(北緯二四度二分四九秒東経一二三度五八分四二秒)から一五三度四五分五、七二八メートルの地点
- (34) 竹富三角点から二五一度三分五、三二六メートルの地点
- (35) 竹富三角点から二五二度五、二二二メートルの地点
- (36) 竹富三角点から二六九度三分四、三六〇メートルの地点
- (37) 竹富三角点から二六八度一五分四、一一二メートルの地点
- (38) 竹富三角点から二五九度三分三、二一九メートルの地点
- (39) 竹富三角点から二五八度三分三、〇七八メートルの地点
- (40) 竹富三角点から二三九度一五分二、八二七メートルの地点
- (41) 竹富三角点から二二九度四五分三、〇八四メートルの地点
- (42) 竹富三角点から二二一度四五分三、二八七メートルの地点
- (43) 竹富三角点から二〇〇度三、〇二九メートルの地点
- (44) 竹富三角点から二〇五度四五分三、三九七メートルの地点
- (45) 竹富三角点から二〇八度一五分三、六六二メートルの地点
- (46) 竹富三角点から二一〇度四、五二五メートルの地点

- (47) 黒島三角点から四一度六、七七九メートルの地点
- (48) 黒島三角点から二六度四五分五、二三五メートルの地点
- (49) 黒島三角点から二四度三〇分五、〇四八メートルの地点
- (50) 黒島三角点から一六度四五分四、四四一メートルの地点
- (51) 黒島三角点から〇度三〇分三、五一九メートルの地点
- (52) 黒島三角点から三二一度三〇分三、四一八メートルの地点
- (53) ポン山三角点から二三度三〇分二、一八二メートルの地点
- (54) ポン山三角点から三〇九度一五分二、五〇七メートルの地点
- (55) 大原三角点から一一九度一五分四、一六八メートルの地点
- (56) ポン山三角点から三二一度三〇分三、七九九メートルの地点
- (57) ポン山三角点から三三七度四五分四、一〇二メートルの地点
- (58) ポン山三角点から三五八度一五分四、五三八メートルの地点
- (59) 小浜三角点から一五三度四五分五、八四三メートルの地点
- (60) 竹富三角点から二五〇度一五分五、二〇五メートルの地点
- (61) 竹富三角点から二六七度一五分四、三〇九メートルの地点

別表第三(第一条の三関係)

都道府県	八戸
青森	釜石
岩手	石巻、塩釜
宮城	久慈
茨城	浜名
静岡	舞鶴
京都	勝浦
和歌山	長崎
熊本	牛深
宮崎	油津

別表第四(第一条の五関係)

都道府県	横須賀
神奈川	

京都	舞鶴
広島	呉
福岡	苅田
長崎	佐世保

別表第五(第十七条の十関係)

一 東京湾に係る緊急確保航路

- (1) から(13) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1) に掲げる地点と(13) に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(14) から(20) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(14) に掲げる地点と(20) に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(21) から(26) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(21) に掲げる地点と(26) に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(27) から(30) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(27) に掲げる地点と(30) に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(31) から(34) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(31) に掲げる地点と(34) に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(35) から(37) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(35) に掲げる地点と(37) に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域
- (1) 東京木材投下泊地防波堤西灯台(北緯三五度三七分三秒東経一三九度四九分四秒) から二六度三〇分二、一七〇メートルの地点
- (2) 東京木材投下泊地防波堤西灯台から一三六度三、三八〇メートルの地点
- (3) 東京中央防波堤西灯台(北緯三五度三分三秒東経一三九度四七分二六秒) から一二九度一五分八、六二〇メートルの地点
- (4) 川崎東扇島防波堤東灯台(北緯三五度二九分四一秒東経一三九度四六分五九秒) から七一度四五分八、三六〇メートルの地点
- (5) 千葉港五井防波堤灯台(北緯三五度三分二秒東経一四〇度三分五九秒) から二七三度一五分二、一四〇メートルの地点
- (6) 川崎東扇島防波堤東灯台から八二度一五分二、九四〇メートルの地点
- (7) 川崎東扇島防波堤東灯台から九九度八、九〇〇メートルの地点
- (8) 川崎東扇島防波堤東灯台から八〇度三〇分六、〇三〇メートルの地点
- (9) 東京中央防波堤西灯台から一三八度一五分六、一九〇メートルの地点

- (10) 東京中央防波堤西灯台から一三九度三〇分五、四六〇メートルの地点
- (11) 東京中央防波堤西灯台から一三二度一五分五、一一〇メートルの地点
- (12) 東京中央防波堤西灯台から一三一度六、五八〇メートルの地点
- (13) 東京木材投下泊地防波堤西灯台から一五四度四五分三、九八〇メートルの地点
- (14) 川崎東扇島防波堤東灯台から一〇二度一五分二、七七〇メートルの地点
- (15) 川崎東扇島防波堤東灯台から一七度三〇分四、〇四〇メートルの地点
- (16) 川崎東扇島防波堤東灯台から一三八度三、六六〇メートルの地点
- (17) 川崎東扇島防波堤東灯台から一三〇度二、三六〇メートルの地点
- (18) 川崎東扇島防波堤東灯台から一六二度一五分三、八七〇メートルの地点
- (19) 川崎東扇島防波堤東灯台から一七六度四五分四、四〇〇メートルの地点
- (20) 川崎東扇島防波堤東灯台から一五二度三〇分二、一一〇メートルの地点
- (21) 川崎東扇島防波堤東灯台から一七一度二、三七〇メートルの地点
- (22) 横浜大黒防波堤東灯台(北緯三五度二七分二四秒東経一三九度四二分二五秒) から一二五度四、六九〇メートルの地点
- (23) 横浜大黒防波堤東灯台から一三八度一五分四、五〇〇メートルの地点
- (24) 横浜本牧防波堤灯台(北緯三五度二六分三六秒東経一三九度四一分二二秒) から一四九度四、〇四〇メートルの地点
- (25) 横浜大黒防波堤東灯台から一二二度一五分三、四七〇メートルの地点
- (26) 川崎東扇島防波堤西灯台(北緯三五度二八分五一秒東経一三九度四五分三秒) から一五六度四五分二、七〇〇メートルの地点
- (27) 木更津港富津西防波堤灯台(北緯三五度二〇分四秒東経一三九度四九分一六秒) から三二八度一五分六、五三〇メートルの地点
- (28) 木更津港富津西防波堤灯台から三七度一五分五、八一〇メートルの地点
- (29) 第二海堡灯台(北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四分二九秒) から一四度四五分六、四七〇メートルの地点
- (30) 第二海堡灯台から一五度三〇分七、三五〇メートルの地点

- (31) 横須賀港東北防波堤東灯台(北緯三五度一九分九秒東経一三九度四〇分三一秒) から九九度一五分二、八一〇メートルの地点
- (32) 第二海堡灯台から二七八度三〇分二、二八〇メートルの地点
- (33) 第二海堡灯台から二〇〇度三〇分二、〇一〇メートルの地点
- (34) 第二海堡灯台から二一九度二、五三〇メートルの地点
- (35) 横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台(北緯三五度二二分四三秒東経一三九度三九分三〇秒) から七五度一五分三、六五〇メートルの地点
- (36) 横須賀港東北防波堤東灯台から五六度一五分二、九五〇メートルの地点
- (37) 横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台から一一〇度四五分二、八四〇メートルの地点
- (1) から(6) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1) に掲げる地点と(6) に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(7) から(43) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(7) に掲げる地点と(43) に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域
- (1) 三河港姫島東防波堤灯台(北緯三四度四二分五六秒東経一三七度一五分二一秒) から二八六度四五分四、四三〇メートルの地点
- (2) 三河港姫島東防波堤灯台から二八〇度三、九〇〇メートルの地点
- (3) 立馬埼灯台(北緯三四度三九分三八秒東経一三七度四分二二秒) から三二四度一、四四〇メートルの地点
- (4) 尾張野島灯台(北緯三四度三九分二七秒東経一三七度二九秒) から一七九度三〇分二、〇八〇メートルの地点
- (5) 尾張野島灯台から一九七度三〇分一、五〇〇メートルの地点
- (6) 立馬埼灯台から三二六度一五分二、一四〇メートルの地点
- (7) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台(北緯三五度三四秒東経一三六度四八分六秒) から二二六度三〇分四、三四〇メートルの地点
- (8) 伊勢湾灯標(北緯三四度五六分一六秒東経一三六度四七分三三秒) から三三七度一五分三、五一〇メートルの地点

- (9) 伊勢湾灯標から三二一度一五分一、九五〇メートルの地点
- (10) 伊勢湾灯標から三三九度四五分二、四二〇メートルの地点
- (11) 伊勢湾灯標から三五八度四五分九五〇メートルの地点
- (12) 伊勢湾灯標から二二六度四五分二、二四〇メートルの地点
- (13) 野間埼灯台(北緯三四度四五分二八秒東經一三六度五〇分四〇秒)から三〇三度四五分七、六七〇メートルの地点
- (14) 内海港第四号防波堤灯台(北緯三四度四四分一六秒東經一三六度五一分二九秒)から一八七度四五分七、二七〇メートルの地点
- (15) 伊良湖岬灯台(北緯三四度三四分四六秒東經一三七度五八秒)から二九五度一五四分、九三〇メートルの地点
- (16) 篠島港西防波堤灯台(北緯三四度四〇分四二秒東經一三六度五九分五五秒)から二三〇度四五分三、五七〇メートルの地点
- (17) 師崎港南防波堤灯台(北緯三四度四一分五二秒東經一三六度五八分二九秒)から二二六度四五分四〇メートルの地点
- (18) 大井港口灯標(北緯三四度四三分二五秒東經一三六度五八分一八秒)から一一二度四五分八五〇メートルの地点
- (19) 衣浦港東防波堤西灯台(北緯三四度四九分七秒東經一三六度五六分三六秒)から一八六度三〇分一、五八〇メートルの地点
- (20) 衣浦港東防波堤西灯台から一六〇度一、六七〇メートルの地点
- (21) 大井港口灯標から七五度四五分一、三二〇メートルの地点
- (22) 羽島灯標(北緯三四度四一分三四秒東經一三六度五八分二三秒)から一一九度三〇分一、三六〇メートルの地点
- (23) 尾張野島灯台から二六九度二、九二〇メートルの地点
- (24) 尾張野島灯台から二二一度四五分四、四五〇メートルの地点
- (25) 尾張野島灯台から二二二度四、三〇〇メートルの地点
- (26) 尾張野島灯台から二二二度四、五三〇メートルの地点
- (27) 尾張野島灯台から二二五度三〇分五、一五〇メートルの地点
- (28) 伊良湖岬灯台から二九三度四、〇九〇メートルの地点

- (29) 伊良湖岬灯台から二七二度三〇分二、四〇〇メートルの地点
- (30) 伊良湖岬灯台から一七一度二、六一〇メートルの地点
- (31) 神島灯台(北緯三四度三二分五五秒東經一三六度五九分一秒)から九一度二、三四〇メートルの地点
- (32) 神島灯台から三五〇度二、六九〇メートルの地点
- (33) 神島港北防波堤灯台(北緯三四度三二分五九秒東經一三六度五八分三四秒)から三四六度四五分三、七九〇メートルの地点
- (34) 内海港第四号防波堤灯台から一九七度三〇分八、二二〇メートルの地点
- (35) 松阪港東防波堤灯台(北緯三四度三六分五九秒東經一三六度三三分四一秒)から七〇度四五分四、一六〇メートルの地点
- (36) 松阪港東防波堤灯台から六〇度四五分四、一五〇メートルの地点
- (37) 内海港第四号防波堤灯台から一九九度四五分七、六〇〇メートルの地点
- (38) 野間埼灯台から二九六度三〇分八、六五〇メートルの地点
- (39) 四日市港防波堤灯台(北緯三四度五六分四四秒東經一三六度三九分四七秒)から九九度三〇分四、九八〇メートルの地点
- (40) 揖斐川口灯台(北緯三四度五九分五八秒東經一三六度四三分一秒)から一七三度三〇分三、七七〇メートルの地点
- (41) 鬼崎港北防波堤灯台(北緯三四度五四分一七秒東經一三六度四九分一四秒)から二二一度三〇分八、四八〇メートルの地点
- (42) 伊勢湾灯標から二四六度四五分三、三〇〇メートルの地点
- (43) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二二五度三〇分四、九八〇メートルの地点
- (44) 瀬戸内海に係る緊急確保航路
- (1) から(84) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(84)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(85)から(89)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(85)に掲げる地点と(89)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(90)から(108)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(90)に掲げる地点と(108)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区

- 域、(109)から(114)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(109)に掲げる地点と(114)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(115)から(124)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(115)に掲げる地点と(124)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(125)から(133)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(125)に掲げる地点と(133)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(134)から(137)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(134)に掲げる地点と(137)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(147)から(150)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(147)に掲げる地点と(150)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(151)から(179)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(151)に掲げる地点と(179)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(180)から(273)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(180)に掲げる地点と(273)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち(274)から(278)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(274)に掲げる地点と(278)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域
- (1) 飾磨西防波堤東灯台(北緯三四度四分四三秒東經一三四度三八分五八秒)から一七六度四五分三、三六〇メートルの地点
- (2) 鞍掛島灯台(北緯三四度四一分一〇秒東經一三四度三八分一四秒)から一四度一五分三、二八〇メートルの地点
- (3) 上島灯台(北緯三四度四一分一三秒東經一三四度四二分五一秒)から一七九度一五分二、二五〇メートルの地点
- (4) 東播磨港別府西防波堤灯台(北緯三四度四一分五四秒東經一三四度四九分五四秒)から二二八度三〇分三、六六〇メートルの地点
- (5) 東播磨港別府西防波堤灯台から二二六度三〇分三、七九〇メートルの地点
- (6) 上島灯台から一七七度四五分二、九五〇メートルの地点

- (7) 淡路山田港西防波堤灯台(北緯三四度二七分一秒東經一三四度四八分一秒)から二九八度一四、八二〇メートルの地点
- (8) 淡路室津港西防波堤灯台(北緯三四度三一分三一秒東經一三四度五二分四一秒)から三三四度一五分六、四一〇メートルの地点
- (9) 林崎港五号防波堤灯台(北緯三四度三八分三秒東經一三四度五七分五九秒)から二二三度三〇分四、〇二〇メートルの地点
- (10) 江崎灯台(北緯三四度三六分二秒東經一三四度五九分三六秒)から三二八度三〇分二、九〇〇メートルの地点
- (11) 江崎灯台から三二一度三、一一〇メートルの地点
- (12) 平磯灯標(北緯三四度三七分一八秒東經一三五度三分五五秒)から二二五度一、九五〇メートルの地点
- (13) 平磯灯標から一五三度三〇分四、〇〇〇メートルの地点
- (14) 神戸第一防波堤西灯台(北緯三四度三九分一秒東經一三五度一分二五秒)から一八九度六、三八〇メートルの地点
- (15) 神戸第一防波堤西灯台から一九一度四、五六〇メートルの地点
- (16) 神戸第一防波堤西灯台から一八二度一五分四、八八〇メートルの地点
- (17) 神戸第一防波堤西灯台から一八二度三〇分六、二五〇メートルの地点
- (18) 神戸第七防波堤西灯台(北緯三四度四〇分八秒東經一三五度一五分一四秒)から一九一度一五分七、七五〇メートルの地点
- (19) 神戸第七防波堤西灯台から一七一度三〇分七、二八〇メートルの地点
- (20) 神戸第七防波堤西灯台から一六六度三〇分四、七〇〇メートルの地点
- (21) 神戸第七防波堤西灯台から一四九度四五分四、八五〇メートルの地点
- (22) 西宮防波堤西灯台(北緯三四度四分四〇秒東經一三五度一八分四八秒)から一九一度四五分七、九二〇メートルの地点
- (23) 西宮防波堤西灯台から一八七度四五分七、七四〇メートルの地点
- (24) 西宮防波堤西灯台から一九二度三分四、七八〇メートルの地点
- (25) 西宮防波堤西灯台から一八四度三分四、四八〇メートルの地点

- (26) 西宮防波堤西灯台から一八三度七、〇五〇メートルの地点
- (27) 西宮防波堤東灯台(北緯三四度四〇分二秒東経一三五度二一分三五秒)から二二八度一五五分、一四〇メートルの地点
- (28) 西宮防波堤東灯台から二〇九度一五五分二、一〇メートルの地点
- (29) 堺泉北大和川南防波堤北灯台(北緯三四度三六分一八秒東経一三五度二三分一七秒)から二七五度一五分六、六八〇メートルの地点
- (30) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二八一度三〇分四、九五〇メートルの地点
- (31) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七八度一五分五、〇六〇メートルの地点
- (32) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七四度一五分四、八二〇メートルの地点
- (33) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二五三度四五五分五、六〇〇メートルの地点
- (34) 堺浜寺北防波堤灯台(北緯三四度三分二九秒東経一三五度二四分三四秒)から二七〇度四五分一、二〇〇メートルの地点
- (35) 堺浜寺北防波堤灯台から二七一度四五分八、二二〇メートルの地点
- (36) 堺浜寺北防波堤灯台から二六六度四五分八、四二〇メートルの地点
- (37) 泉北大津南防波堤灯台(北緯三四度三一分四八秒東経一三五度二二分五一秒)から二九〇度一五分七、五四〇メートルの地点
- (38) 汐見公園三角点(北緯三四度三〇分四二秒東経一三五度二二分四六秒)から二八八度三〇分一、九九〇メートルの地点
- (39) 汐見公園三角点から二七八度三〇分二、〇七〇メートルの地点
- (40) 泉北大津南防波堤灯台から二八八度四五分八、〇五〇メートルの地点
- (41) 堺浜寺北防波堤灯台から二六七度三〇分一、九六〇メートルの地点
- (42) 亀ヶ崎三角点(北緯三四度一七分三秒東経一三五度一分一四秒)から三五六度一五分六、七八〇メートルの地点
- (43) 友ヶ島灯台(北緯三四度一六分五一秒東経一三五度二秒)から三三四度一五分二、二〇メートルの地点
- (44) 友ヶ島灯台から二二〇度一五分一、九四〇メートルの地点
- (45) 生石鼻灯台(北緯三四度一六分三秒東経一三四度五七分)から一四三度四五分五、二八〇メートルの地点

- (46) 田倉埼灯台(北緯三四度一五分五四秒東経一三五度三分四二秒)から一六八度四、五二〇メートルの地点
- (47) 和歌山青岸北防波堤灯台(北緯三四度一三分一秒東経一三五度七分四〇秒)から二六四度一五分四、七八〇メートルの地点
- (48) 生石鼻灯台から一五一度四五分六、四二〇メートルの地点
- (49) 日ノ岬三角点(北緯三三度五三分六秒東経一三五度三分四八秒)から二五七度四五分一〇、二五〇メートルの地点
- (50) 伊島灯台(北緯三三度五〇分四一秒東経一三四度四八分五三秒)から七九度四五分一、六九〇メートルの地点
- (51) 伊島灯台から一八度一五分一三、六五〇メートルの地点
- (52) 伊島灯台から二九三度四五分一〇、七八〇メートルの地点
- (53) 伊島灯台から二八五度三〇分二、七三〇メートルの地点
- (54) 伊島灯台から二八六度三〇分二、九二〇メートルの地点
- (55) 伊島灯台から二九四度四五分一、〇一〇メートルの地点
- (56) 伊島灯台から一七度一五分一三、八四〇メートルの地点
- (57) 沼島三角点(北緯三四度九分三五秒東経一三四度四九分一秒)から二一六度一五分九、三四〇メートルの地点
- (58) 徳島津田外防波堤東灯台(北緯三四度二分四七秒東経一三四度三六分三三秒)から九一度八八〇メートルの地点
- (59) 徳島津田外防波堤東灯台から四六度九六〇メートルの地点
- (60) 沼島三角点から二二〇度三〇分九、一一〇メートルの地点
- (61) 鳴門飛鳥灯台(北緯三四度一三分五秒東経一三四度三八分五五秒)から一五一度三〇分二、六〇〇メートルの地点
- (62) 鳴門飛鳥灯台から七四度四五分一五〇メートルの地点
- (63) 孫崎灯台(北緯三四度一四分二一秒東経一三四度三八分三六秒)から二四度一五分五〇メートルの地点
- (64) 孫崎灯台から三一八度一、三七〇メートルの地点
- (65) 大角鼻灯台(北緯三四度二六分東経一三四度二〇分一五秒)から一六六度三〇分四、四一〇メートルの地点

- (66) 地藏埼灯台(北緯三四度二四分五七秒東経一三四度一四分七秒)から二〇九度一五分二、六五〇メートルの地点
- (67) 地藏埼灯台から二二八度三〇分一、一七〇メートルの地点
- (68) 大角鼻灯台から一六五度四五分二、九九〇メートルの地点
- (69) 讃岐水ノ子礁灯標(北緯三四度二九分四九秒東経一三四度二四分三五秒)から一〇三度四五分一、八一〇メートルの地点
- (70) 小松島三角点(北緯三四度三七分二〇秒東経一三四度二五分二七秒)から二六六度五、四八〇メートルの地点
- (71) 鶴石鼻灯台(北緯三四度四二分一三秒東経一三四度二分三〇秒)から一五一度一五分四、三五〇メートルの地点
- (72) 鶴石鼻灯台から八八度三〇分二、一五〇メートルの地点
- (73) 網先山三角点(北緯三四度四四分三〇秒東経一三四度二〇分四四秒)から一三四度一五分二、五三〇メートルの地点
- (74) 網先山三角点から一一五度四五分二、六九〇メートルの地点
- (75) 網先山三角点から一一六度三〇分二、七七〇メートルの地点
- (76) 網先山三角点から一三三度一五分二、六二〇メートルの地点
- (77) 鶴石鼻灯台から八八度三〇分二、二六〇メートルの地点
- (78) 鶴石鼻灯台から一四八度三〇分四、四七〇メートルの地点
- (79) 小松島三角点から二六七度五、二三〇メートルの地点
- (80) 讃岐水ノ子礁灯標から一〇三度一一、〇三〇メートルの地点
- (81) 都志港北防波堤灯台(北緯三四度二五分八秒東経一三四度四六分三八秒)から三〇七度四五分一五、九九〇メートルの地点
- (82) 上島灯台から二〇四度四五分三、二二〇メートルの地点
- (83) 鞍掛島灯台から三四三度四五分二、七九〇メートルの地点
- (84) 飾磨西防波堤東灯台から二〇〇度三〇分三、六六〇メートルの地点
- (85) 西宮防波堤西灯台から一九〇度九、三二〇メートルの地点
- (86) 堺浜寺北防波堤灯台から二七五度一一、三二〇メートルの地点

- (87) 亀ヶ崎三角点から一度九、一二〇メートルの地点
- (88) 平磯灯標から一五七度一五分五、三六〇メートルの地点
- (89) 神戸第七防波堤西灯台から一八八度九、〇八〇メートルの地点
- (90) 江崎灯台から四六度一、六三〇メートルの地点
- (91) 平磯灯標から二一五度三、四五〇メートルの地点
- (92) 平磯灯標から一七一度四、六四〇メートルの地点
- (93) 津名港志筑外南防波堤灯台(北緯三四度二五分五秒東経一三四度五四分五七秒)から一〇二度九、七五〇メートルの地点
- (94) 津名港志筑外南防波堤灯台から七八度一五分四三〇メートルの地点
- (95) 津名港志筑外南防波堤灯台から一五一度二四〇メートルの地点
- (96) 津名港志筑外南防波堤灯台から一〇四度九、七四〇メートルの地点
- (97) 亀ヶ崎三角点から三四六度一五分七、四三〇メートルの地点
- (98) 淡路由良港成ヶ島沖灯標(北緯三四度一七分二〇秒東経一三四度五七分四四秒)から三八度四五分一、三〇〇メートルの地点
- (99) 生石鼻灯台から九〇度一、九九〇メートルの地点
- (100) 日ノ岬三角点から二六九度一五分一一、二九〇メートルの地点
- (101) 鳴門飛鳥灯台から一二〇度四五分二、六九〇メートルの地点
- (102) 鳴門飛鳥灯台から七六度三〇分五二〇メートルの地点
- (103) 孫崎灯台から四〇度八二〇メートルの地点
- (104) 孫崎灯台から三五三度三〇分二、二七〇メートルの地点
- (105) 大角鼻灯台から一四七度四、四四〇メートルの地点
- (106) 淡路室津港西防波堤灯台から三三三度一五分五、〇一〇メートルの地点
- (107) 江崎灯台から二六三度三〇分四、一四〇メートルの地点
- (108) 江崎灯台から三二八度三〇分一、二〇〇メートルの地点

- (109) 男木島灯台(北緯三四度二六分一秒東經一三四度三分三九秒) から九二度三、一八〇メートルの地点
- (110) カナワ岩灯標(北緯三四度二五分一八秒東經一三四度七分四九秒) から二九八度四五分一、九七〇メートルの地点
- (111) 長崎鼻三角点(北緯三四度二三分五秒東經一三四度五分三〇秒) から二七五度一五分一、一一〇メートルの地点
- (112) 長崎鼻三角点から二六六度一、一九〇メートルの地点
- (113) 女木港鬼ヶ島防波堤灯台(北緯三四度二三分一八秒東經一三四度三分一〇秒) から一三三度二五分一、〇〇〇メートルの地点
- (114) 女木港鬼ヶ島防波堤灯台から七三度一五分一、二五〇メートルの地点
- (115) 米崎灯台(北緯三四度三四分三六秒東經一三四度二分四八秒) から一六六度二、二八〇メートルの地点
- (116) 沖鼓三角点(北緯三四度三三分四六秒東經一三四度六分三三秒) から二四二度三〇分二、四一〇メートルの地点
- (117) 沖鼓三角点から一六八度一五分二、六八〇メートルの地点
- (118) 宮崎三角点(北緯三四度三〇分一秒東經一三四度九分二三秒) から二四二度一五分五五〇メートルの地点
- (119) カナワ岩灯標から三二六度二、九〇メートルの地点
- (120) カナワ岩灯標から三二〇度三、三三〇メートルの地点
- (121) 宮崎三角点から二五三度四五分一、〇七〇メートルの地点
- (122) 沖鼓三角点から一七五度二、九八〇メートルの地点
- (123) 沖鼓三角点から一三八度三〇分二、八三〇メートルの地点
- (124) 米崎灯台から一二九度三〇分二、六五〇メートルの地点
- (125) 宇野港口飛州灯台(北緯三四度二八分二六秒東經一三三度五六分五二秒) から三〇四度三〇分二八〇メートルの地点
- (126) 荒神島三角点(北緯三四度二七分二五秒東經一三三度五七分三三秒) から三〇七度三〇分五二〇メートルの地点
- (127) 荒神島三角点から一九三度三〇分一、七三〇メートルの地点

- (128) 大槌三角点(北緯三四度二五分八秒東經一三三度五五分二二秒) から八九度一五分二、二六〇メートルの地点
- (129) 大槌三角点から一〇六度四五分九六〇メートルの地点
- (130) 大槌三角点から一七度七九〇メートルの地点
- (131) 大戻鼻灯標(北緯三四度二七分一八秒東經一三三度五六分三六秒) から一九五度一、五二〇メートルの地点
- (132) 大戻鼻灯標から一六五度一、五二〇メートルの地点
- (133) 宇野港口飛州灯台から一八一度一、〇六〇メートルの地点
- (134) 小瀬居島三角点(北緯三四度二分二秒東經一三三度五一分一二秒) から六二度一五分三、一一〇メートルの地点
- (135) 小瀬居島三角点から一〇三度二、六五〇メートルの地点
- (136) 小瀬居島三角点から一〇九度一、二六〇メートルの地点
- (137) 小瀬居島三角点から五五度三〇分一、六五〇メートルの地点
- (138) 太濃地嶋三角点(北緯三四度二分五二秒東經一三三度四五分一二秒) から一二四度四五分二、七五〇メートルの地点
- (139) 太濃地嶋三角点から一二九度三、八〇〇メートルの地点
- (140) 向笠島三角点(北緯三四度二四分二秒東經一三三度四七分二秒) から二八度一、三六〇メートルの地点
- (141) 向笠島三角点から八五度一、二七〇メートルの地点
- (142) 鍋島灯台(北緯三四度二分五七秒東經一三三度四九分二五秒) から二八九度三〇分一、七八〇メートルの地点
- (143) 本島港六号防波堤灯台(北緯三四度二分五五秒東經一三三度四七分六秒) から七〇度四五分一、二九〇メートルの地点
- (144) 向笠島三角点から一〇六度六一〇メートルの地点
- (145) 太濃地嶋三角点から一三九度三、六四〇メートルの地点
- (146) 太濃地嶋三角点から一三七度二、三二〇メートルの地点
- (147) 丸亀港蓬萊町防波堤灯台(北緯三四度一八分三九秒東經一三三度四六分五八秒) から三二四度三、二二〇メートルの地点

- (148) 丸亀港蓬萊町防波堤灯台から四三度三〇分四〇〇メートルの地点
- (149) 丸亀港蓬萊町防波堤灯台から三七度一〇〇メートルの地点
- (150) 丸亀港蓬萊町防波堤灯台から三二七度三、三一〇メートルの地点
- (151) 鴻ノ石三角点(北緯三四度二一分五七秒東經一三三度二五分三五秒) から二六三度二、〇一〇メートルの地点
- (152) 鴻ノ石三角点から二二〇度三〇分六三〇メートルの地点
- (153) 加治屋島三角点(北緯三四度二分九秒東經一三三度二五分三五秒) から二八二度一五分一、四三〇メートルの地点
- (154) 宇治島三角点(北緯三四度一八分五五秒東經一三三度二七分五八秒) から二二〇度一五分六、七七〇メートルの地点
- (155) 六島灯台(北緯三四度一八分東經一三三度三二分二秒) から一三六度四五分一、二五〇メートルの地点
- (156) 二面島灯台(北緯三四度一八分五秒東經一三三度三七分一九秒) から三三八度三〇分一、五二〇メートルの地点
- (157) 二面島灯台から五度四五分七七〇メートルの地点
- (158) 六島灯台から一二七度三〇分二、二二〇メートルの地点
- (159) 二面島灯台から一九五度五七〇メートルの地点
- (160) 二面島灯台から一八五度四五分一、三三〇メートルの地点
- (161) 讃岐三崎灯台(北緯三四度一五分四一秒東經一三三度三三分三〇秒) から三三五度二、二六〇メートルの地点
- (162) 宮ノ越鼻三角点(北緯三四度一分五秒東經一三三度一六分二〇秒) から二九二度三〇分一、五七〇メートルの地点
- (163) 高井神島灯台(北緯三四度一分四三秒東經一三三度一六分四秒) から二四九度六、四一〇メートルの地点
- (164) 新居浜港垣生埼灯台(北緯三三度五九分三八秒東經一三三度一九分一五秒) から三五八度五、九三〇メートルの地点
- (165) 新居浜港垣生埼灯台から五二度三〇分二、〇八〇メートルの地点
- (166) 新居浜港垣生埼灯台から六度一、二七〇メートルの地点

- (167) 新居浜港垣生埼灯台から三四四度三〇分五、四四〇メートルの地点
- (168) 梶島三角点(北緯三四度七分二一秒東經一三三度九分三一秒) から三〇度一五分五、七七〇メートルの地点
- (169) 燈灘沖ノ瀬灯標(北緯三四度六分一九秒東經一三三度六分二一秒) から二六度四五分二、八八〇メートルの地点
- (170) 竜神島灯台(北緯三四度六分一六秒東經一三三度一分三九秒) から一一一度四五分二、六四〇メートルの地点
- (171) 竜神島灯台から一三四度一五分一三、七四〇メートルの地点
- (172) 竜神島灯台から一四〇度四五分一、四九〇メートルの地点
- (173) 竜神島灯台から一五四度一五分二、四〇〇メートルの地点
- (174) 竜神島灯台から一五六度二、四一〇メートルの地点
- (175) 竜神島灯台から一三一度三〇分一、〇六〇メートルの地点
- (176) 燈灘沖ノ瀬灯標から八度一五分三、七八〇メートルの地点
- (177) 宮ノ越鼻三角点から三一二度四五分二、七九〇メートルの地点
- (178) 宇治島三角点から二七度一五分七、八九〇メートルの地点
- (179) 加治屋島三角点から二七五度一五分二、八二〇メートルの地点
- (180) 弁天島三角点(北緯三四度一八分四七秒東經一三二度四分七秒) から二八三度四五分二、八五〇メートルの地点
- (181) 弁天島三角点から二七八度四五分九八〇メートルの地点
- (182) 地獄山三角点(北緯三四度一八分四秒東經一三二度二五分) から二三七度四五分一、四九〇メートルの地点
- (183) 安渡島三角点(北緯三四度一六分三三秒東經一三二度二四分一七秒) から三五二度一五分一、五四〇メートルの地点
- (184) 幸之浦三角点(北緯三四度一七分一六秒東經一三二度二七分三七秒) から三四四度四五分九〇メートルの地点
- (185) 屋形石灯標(北緯三四度一七分五四秒東經一三二度二八分四五秒) から三五八度四五分九四〇メートルの地点

- (186) 小用三角点(北緯三四度一五五分一秒東經一三二度二九分三一秒) から五八度三〇分一、八四〇メートルの地点
- (187) 小用港中松田一号防波堤灯台(北緯三四度一五分東經一三二度二九分四二秒) から一二三度一五分九三〇メートルの地点
- (188) 小麗女島灯台(北緯三四度一四分二五秒東經一三二度三一分九秒) から二五四度八二〇メートルの地点
- (189) 小麗女島灯台から二五七度四五分六〇〇メートルの地点
- (190) 小麗女島灯台から二七度四五分五四〇メートルの地点
- (191) 小麗女島灯台から二四二度一五分一、〇三〇メートルの地点
- (192) 小用港中松田一号防波堤灯台から一三六度四五分七八〇メートルの地点
- (193) 小用三角点から五五度四五分一、六一〇メートルの地点
- (194) 屋形石灯標から三五一度四五分六二〇メートルの地点
- (195) 幸之浦三角点から三四六度一五分七三〇メートルの地点
- (196) 安渡島三角点から三四九度一、二九〇メートルの地点
- (197) 安渡島三角点から二六度六六〇メートルの地点
- (198) 中ノ瀬灯標(北緯三四度一六分一五秒東經一三二度二二分二八秒) から一六一度六七〇メートルの地点
- (199) 安芸祖礁灯標(北緯三四度一五分四秒東經一三二度二一分三六秒) から二七〇度一、四二〇メートルの地点
- (200) 安芸白石灯標(北緯三四度一〇分四一秒東經一三二度二〇分五三秒) から二一三度一五分五七〇メートルの地点
- (201) 横島三角点(北緯三四度二分二六秒東經一三二度二九分二三秒) から二五〇度四五分二、九一〇メートルの地点
- (202) 横島三角点から一八四度一五分二、〇七〇メートルの地点
- (203) 館場三角点(北緯三四度一分三八秒東經一三二度三五分二七秒) から一七一度一五分一、三三〇メートルの地点
- (204) クダコ島灯台(北緯三三度五八分九秒東經一三二度三三分五一秒) から一五九度三〇分一、九九〇メートルの地点

- (205) フグリ岩灯標(北緯三三度五六分八秒東經一三二度三六分二七秒) から一九〇度九八〇メートルの地点
- (206) 小市島灯台(北緯三三度五四分三七秒東經一三二度三五分一七秒) から一四〇度三〇分二、二七〇メートルの地点
- (207) 釣島灯台(北緯三三度五三分三五秒東經一三二度三八分一九秒) から三三四度一五分二、六四〇メートルの地点
- (208) 野忍那島灯台(北緯三三度五七分五八秒東經一三二度四一分五一秒) から一九度一五分九〇メートルの地点
- (209) 安居島灯台(北緯三四度四分一四秒東經一三二度四二分三九秒) から二九三度三〇分二、九四〇メートルの地点
- (210) 呉港阿賀沖防波堤西灯台(北緯三四度一三分一三秒東經一三二度三五分四五秒) から一九一度二、〇六〇メートルの地点
- (211) 呉港阿賀沖防波堤西灯台から一四八度二、三七〇メートルの地点
- (212) 安居島灯台から三二〇度四五分二、一五〇メートルの地点
- (213) 野忍那島灯台から五七度二、三六〇メートルの地点
- (214) 波妻ノ鼻灯台(北緯三三度五九分五八秒東經一三二度四六分一秒) から二六八度二一五、一四〇メートルの地点
- (215) 菊間港防波堤灯台(北緯三四度二分一八秒東經一三二度五〇分一六秒) から三〇四度四、四三〇メートルの地点
- (216) 檮磯灯標(北緯三四度八分四四秒東經一三二度五六分五秒) から二九六度三〇分四、一六〇メートルの地点
- (217) 檮磯灯標から三二六度二、八三〇メートルの地点
- (218) 檮磯灯標から三〇一度一、六九〇メートルの地点
- (219) 檮磯灯標から二八一度一五分三、〇〇〇メートルの地点
- (220) 菊間港防波堤灯台から三〇二度一五分三、〇三〇メートルの地点
- (221) 波妻ノ鼻灯台から二四五度四五分二、一八〇メートルの地点
- (222) 野忍那島灯台から一二一度二、五一〇メートルの地点
- (223) 釣島灯台から三五〇度三〇分一、三三〇メートルの地点

- (224) 釣島灯台から二四三度四五分三、〇四〇メートルの地点
- (225) 松山港吉田浜地区防波堤灯台(北緯三三度五〇分五二秒東經一三二度四一分三二秒) から三三四度一五分一、〇三〇メートルの地点
- (226) 松山港吉田浜地区防波堤灯台から二二九度八〇〇メートルの地点
- (227) 小市島灯台から一六八度一五分四、四六〇メートルの地点
- (228) 由利島灯台(北緯三三度五〇分四四秒東經一三二度三一分五七秒) から一四四度三〇分二、五四〇メートルの地点
- (229) 佐田岬灯台(北緯三三度二〇分三五秒東經一三二度五四秒) から三〇四度三〇分六、八六〇メートルの地点
- (230) 佐田岬灯台から二二一度三、三三〇メートルの地点
- (231) 佐田岬灯台から二二一度四、七六〇メートルの地点
- (232) 国東港古市C防波堤東灯台(北緯三三度三〇分九秒東經一三一度四四分六秒) から一〇七度一五分一四、六八〇メートルの地点
- (233) 大分港鶴崎東防波堤灯台(北緯三三度一六分四八秒東經一三一度四〇分四六秒) から四三度四五分一、七五〇メートルの地点
- (234) 大分港鶴崎東防波堤灯台から一度一五分六九〇メートルの地点
- (235) 大分港鶴崎東防波堤灯台から三九度三〇分六、二五〇メートルの地点
- (236) 別府観光港沖防波堤北灯台(北緯三三度一八分二九秒東經一三一度三〇分二四秒) から四八度六六〇メートルの地点
- (237) 別府観光港沖防波堤北灯台から二〇度四五分一、二二〇メートルの地点
- (238) 大分港鶴崎東防波堤灯台から四〇度七、二六〇メートルの地点
- (239) 国東港古市C防波堤東灯台から一〇五度一五分一四、一七〇メートルの地点
- (240) 姫島東浦港四号金防波堤灯台(北緯三三度四四分一五秒東經一三一度四一分) から三三度四五分三、三二〇メートルの地点
- (241) 本山灯標(北緯三三度五二分五四秒東經一三一度一四分五九秒) から一四二度一五分六、六八〇メートルの地点
- (242) 本山灯標から二九三度四五分五、九九〇メートルの地点

- (243) 新門司防波堤灯台(北緯三三度五二分三秒東經一三一度三六秒) から九〇度一四、七七〇メートルの地点
- (244) 新門司防波堤灯台から八七度三〇分一五、二五〇メートルの地点
- (245) 本山灯標から二五三度五、一七〇メートルの地点
- (246) 本山灯標から二七五度一五分四、二四〇メートルの地点
- (247) 本山灯標から二七五度一五分三、五三〇メートルの地点
- (248) 本山灯標から二四七度一五分四、六六〇メートルの地点
- (249) 本山灯標から一三一度四五分五、八九〇メートルの地点
- (250) 稻積三角点(北緯三三度四三分五五秒東經一三一度四一分五九秒) から三九度四五分五、三七〇メートルの地点
- (251) 岩島灯台(北緯三三度五九分一秒東經一三一度四五分九秒) から二二一度四五分二、七〇〇メートルの地点
- (252) 岩島灯台から二一九度四五分一、八〇〇メートルの地点
- (253) 給島三角点(北緯三三度五八分四二秒東經一三一度四五分四九秒) から二二二度三〇分一、六六〇メートルの地点
- (254) 給島三角点から二〇八度三〇分二、一七〇メートルの地点
- (255) 稻積三角点から五一度三〇分六、一六〇メートルの地点
- (256) 八島灯台(北緯三三度四二分四九秒東經一三二度八分三秒) から一八二度三〇分一、五三〇メートルの地点
- (257) 小水無瀬島灯台(北緯三三度四分三九秒東經一三二度二三分三一秒) から九四度四五分一、五六〇メートルの地点
- (258) 由利島灯台から一五〇度四五分一、一一〇メートルの地点
- (259) 小市島灯台から一八〇度三〇分三、三二〇メートルの地点
- (260) 小市島灯台から八度四五分一、二五〇メートルの地点
- (261) 大山三角点(北緯三三度五六分九秒東經一三二度三三分三秒) から三二度三〇分一、二七〇メートルの地点

- (262) 風切鼻灯台(北緯三三度五九分四〇秒東經一三二度三四分)から四五度一、四六〇メートルの地点
- (263) 横島三角点から一八八度三、四九〇メートルの地点
- (264) 柱島港来見沖防波堤北灯台(北緯三四度一分二六秒東經一三二度二五分一八秒)から九四度四五分二、六一〇メートルの地点
- (265) 安芸白石灯標から一七七度三、七四〇メートルの地点
- (266) 岩国港北防波堤灯台(北緯三四度一分三八秒東經一三二度一四分五秒)から九九度三、三一〇メートルの地点
- (267) 岩国港北防波堤灯台から八六度四五分二、八九〇メートルの地点
- (268) 安芸白石灯標から一八六度三〇分二、九八〇メートルの地点
- (269) 安芸白石灯標から二四二度一五分一、九五〇メートルの地点
- (270) 安芸祖礁灯標から二八七度二、九四〇メートルの地点
- (271) 中ノ瀬灯標から一六四度一七〇メートルの地点
- (272) 中ノ瀬灯標から七九度三〇分九三〇メートルの地点
- (273) 那沙美三角点(北緯三四度一六分四四秒東經一三二度二分四〇秒)から三〇度四五分一、七二〇メートルの地点
- (274) 由利島灯台から二一八度六、四九〇メートルの地点
- (275) 佐田岬灯台から三〇九度三〇分八、一七〇メートルの地点
- (276) 稻積三角点から三五度三、六五〇メートルの地点
- (277) 八島灯台から一七八度一五分二、九八〇メートルの地点
- (278) 小水無瀬島灯台から一二三度二、五五〇メートルの地点